

Tax Services

インドネシア

税務ポケットブック

2022年



pwc

おことわり

この税務ポケットブックに含まれる情報は、2021年12月31日現在のインドネシア税法および実務に基づき記載されたものです。本資料は、インドネシア税務の一般的内容をご紹介する目的で作成されたものです。日本語版はPwCインドネシア・ジャパンビジネスデスクが作成したものであり、日本語訳文は英語版を基にした翻訳で、参考資料としてご提供するものです。翻訳には正確を期しておりますが、英語版と解釈の相違がある場合は、英語版に依拠してください。

本資料に含まれる情報は、PwCのパートナーおよびスタッフ並びに選ばれた顧客による使用のみを目的に作成されています。この情報の作成に当たっては細心の注意を払っておりますが、掲載情報の正確性を保証するものではありません。また、記載内容や意見、または誤謬や省略について、当事務所は一切の責任を負いません。

実務において、個別の問題が発生した場合には、法律・規則を参照し、税務およびその他専門家の助言をお求めになられることをお勧め致します。

目 次

法人所得税	
税率、居住法人、納税方法、事業利益、特定オフショア所得に対する課税、被支配外国法人、有形固定資産の減価償却.....	1-2
無形資産の償却、タックス・アムネ스티、資産移転、固定資産の再評価、損金不算入の支出、利息控除の制限、欠損金、利益の分配	3-4
みなし利益、特定の事業活動	5
移転価格税制	6
Eコマースにかかる所得税および電子商取引税、政府系ファンド	7
個人所得税	
通常税率、優遇税率、所得控除	8
税務上の居住者、税務登録と確定申告、納税方法、現物支給、社会保障制度、国民住宅基金プログラム	9-10
失業保険	11
源泉徴収税	
所得税法第21条、22条、4条 2項、23条および26条	12-15
国際税務協定	
二重課税防止協定、恒久的施設(PE)のタイムテスト、税務情報交換協定、租税に関する相互行政支援、多国間条約、米国 FATCA(外国口座税務コンプライアンス法)...	16-20
付加価値税(VAT)	
概要、Eコマースに関するVAT、戦略商品・サービスのVAT	21-25
高級品売上税	26
炭素税	27
関税および物品税	
輸入関税、アセアン諸国における関税率、優遇関税率に関する協定、輸入関税の減免・猶予措置、輸出関税、物品税	28-30
税務優遇措置	
所得税優遇措置、高級品売上税優遇措置、特別プロジェクトおよび特区に係る優遇措置、保税蔵置エリア、保税地区、経済特区、工業地区、BKPMマスターリスト優遇措置、KITE 免税制度等	31-35
土地・建物(不動産)	
土地・建物税、土地・建物の権利に係る譲渡税、土地・建物の権利に係る取得税	36-37
印紙税	38
納税および納税申告	
月次納税・申告義務と年次納税・申告義務、早期税金還付	39-40
会計帳簿	41
税務調査および税務査定書	42-44
差押令状および税金徴収	45
税務紛争およびその解決	
異議申立、控訴、その他の方法、最高裁判所への司法審査	46-47

連絡先

48-51

法人所得税

税率

一般的には一律22%の税率が適用される。株式の40%以上公開している上場企業には、標準税率から3%の減税が適用され、実効税率は19%となる(32ページを参照)。小規模企業、即ち、年間売上が500億ルピア以下の法人納税者は、48億ルピアまでの総売上の中の課税所得に対して、比例的に標準税率の50%の割引が与えられる。売上総額が48億ルピア未満の特定の企業には、売上総額に対して0.5%の最終課税/源泉分離課税(Final tax)が課せられる。

居住法人

インドネシアで設立されたか、インドネシアに住所をもつ法人は、税務上の居住者として扱われる。インドネシアで恒久的施設(Permanent Establishment、PE)を通じて事業活動をしている外国法人は、一般に居住納税者として同様の納税義務を負う。

納税方法

税務上の居住者と外国法人のPEは、自己申告による直接納税、または第三者による源泉徴収税納付、もしくはその両方の組み合わせにて、法人所得税を納付しなければならない。インドネシアにPEを持っていない外国法人は、インドネシアを源泉とした所得に関して、当該所得を支払うインドネシア側が所得から源泉する方法を通じて税務を払う義務がある。

税務上の居住者とインドネシアPEは、最初に、当期の法人所得税債務の前払として月次分割納税(第25条所得税)を行わなければならない。月次分割納税の金額は、通常、直近の法人所得税申告書に基づいて計算される。ただし、新設法人、ファイナンス・リース会社、銀行、国営・公営公社、上場会社および定期報告が要求されるその他の納税者には特別計算による月次分割納税額が適用される。

特定の収益に関して第三者によって源泉徴収された税金(第23条所得税)または、特定の取引の前に支払われる税金(例えば、輸入に係わる第22条所得税)も、収益を享受する側もしくは輸入業者の当期の法人所得税債務の前払となる(第23条所得税が課せられる収益項目は14-15ページを参照、また第22条所得税が課せられる取引は12-14ページを参照)。

課税年度中に前払した税金(第22条、第23条と第25条所得税)と海外で支払った税金(第24条所得税)の合計額が、その法人所得税債務総額よりも少ない場合、会社は法人所得税申告の提出前にその差額を支払わなければならない。この支払が第29条所得税となる。

税務上の居住者とインドネシアPEによって得られた特定の収益の中には、最終課税/源泉分離課税(Final tax)の対象となるものもある。例えば、第三者によって源泉徴収された税金(第4条2項所得税)は、その特定の収益に対して所得税の最終支払いとなる(第4条2項により最終課税/源泉分離課税(Final tax)の対象となる収益項目は14ページを参照)。

インドネシアにPEを持たない外国法人にとって、インドネシア側の主体が当該外国法人に支払う時にそのインドネシア源泉の所得から源泉徴収される税金(第26条所得税)は、その当該外国法人の法人所得税支払債務の最終納税となる(第26条所得税が課税される収益項目は15ページを参照)。

事業利益

税務上の事業利益は、一般に認められた会計原則を基に、一定の税務上の調整を加えて計算される。課税対象となる事業利益の金額の算出に当たっては、原則として、その事業利益を稼得し、回収し、維持するためにかかるすべての支出を損金算入することができる。また、支出が会計上の費用として計上された年度と、税務上でこれらの費用を損金算入できる年度が異なる(一時的差異、Timing Difference)ことがある。

特定オフショア所得に対する課税

インドネシアの税務上の居住者は、一般的に全世界所得が課税対象となる。しかし、下記のオフショア所得は、インドネシア国内において特定期間にわたり再投資される若しくは事業活動に供される場合、所得税を免除される場合がある：

- 海外のPEからインドネシア納税者が受け取る所得
- 海外企業から支払われる配当金、および
- 海外からインドネシア納税者が受け取る継続事業から生じる所得(海外のPEまたは海外子会社から受け取る所得ではない)

PEからの税引後利益と非上場子会社からの支払配当金については、再投資額の下限は税引後利益の30%となる。それ以外の場合は、30%の基準値と再投資部分の差額が所得税の課税対象となる。

被支配外国法人

被支配外国法人(Controlled Foreign Companies、CFC)の一定の所得は、インドネシアにおけるみなし配当課税の対象となる。この所得には、一定の制限のもとで、配当、利子、賃貸料、使用料および資産の譲渡損益が含まれる。CFCとは、インドネシア納税者が単独もしくは集団で少なくとも50%を所有する外国事業体を指す。CFC所得の範囲は、他の単一のCFCにより最低でも50%が所有されているCFC、または単一のインドネシア納税者が所有する複数のCFCにより集団で所有されているCFC、あるいは(同一または異なるインドネシア納税者の傘下にある)複数のCFCにより集団で所有されているCFCの間接所有を通じた所得も対象となる。

CFCステータスを確定するための所有基準は、インドネシア納税者の会計年度末時点の所有比率であり、払込資本金の比率または議決権付払込資本金の比率にもとづく。この規則が適用されない唯一の状況は、CFCの株式が証券取引所に上場されている場合である。

資本的支出控除

有形固定資産の減価償却

耐用年数が1年を超える有形資産の取得費用は、以下の分類に従い、未償却残高法(定率法)あるいは定額法のいずれかを選択し継続適用して、取得月から分類され、減価償却が行われる。

有形固定資産の 分類	耐用年数	償却率	
		定額法	定率法
I. 非建物類			
第1分類	4年	25%	50%
第2分類	8年	12.5%	25%
第3分類	16年	6.25%	12.5%
第4分類	20年	5%	10%
II. 建物類			
常設建物	20年※	5%※	—
非常設建物	10年	10%	—

注記：

※耐用年数が20年を超える場合、納税者の帳簿に基づく実際の耐用年数を使用することが認められている。

各分類に属する資産に関する包括的なリストは財務大臣令によって公布されている。特定の産業(石油・ガス、林業、プランテーション、畜産業)で使用される資産には特別のルールが適用される。

無形資産の償却

耐用年数が1年を超える無形資産および費用(建物使用权、商業使用权、使用权やのれん(Good will)を含む)には次の償却方法が適用される。

- a. 耐用年数に応じて、上記の「有形固定資産の減価償却」の分類1、2、3、4に示された率の定額法または定率法で償却する。
 - ・ 一般的な無形資産
 - ・ 創業費および増資に係わる費用
 - ・ 耐用年数が1年以上のもので商業活動開始前に発生する費用適切なカテゴリーへの分類は最も近い耐用年数に基づき決定される。無形資産の耐用年数が20年を超える場合、20年の期間を用いた定額法または納税者の帳簿に基づく実際の耐用年数を用いて償却を行うことができる。
- b. 石油および天然ガスのコンセッション、採鉱権、森林のコンセッションおよびその他の天然資源開発権の取得費用(耐用年数が1年を超えるもの)は生産高比例法(Production-unit method)で償却する。石油および天然ガスのコンセッションを除いて、償却は年間20%を超えてはならない。

タックス・アムネ스티・プログラムと自己開示制度から生じる資産

2016-2017年タックスアムネ스티および2022年自己開示制度に基づく新規申告資産は、税務上、減価償却や償却を行うことはできない。これらの資産の取得原価は、資産申告書において申告された価額に基づく。

資産移転

会社の資産(土地と建物を除く)の売却からは、資産売却益もしくは資産売却損が計上される。売却損益の金額はその実際の売却価格と当該資産の税務上の簿価との差額によって決定される。資産売却益は課税対象となるが、資産売却損はその資産が事業の遂行上必要とされる場合だけ(即ち、課税利益を稼得・回収・保証する場合だけ)税務上の損金となる。

固定資産の再評価

国税総局(DGT)の承認を得て、ルピア会計を行っている居住法人与恒久的施設(PE)は、税務目的でその固定資産を再評価することができる。これは、5年に1回を限度とする。再評価は、会社が所有しインドネシアに所在する全ての事業関連資産(ただし、土地と建物は再評価からはずすこともできる)を含めなければならない。国税総局(DGT)に承認を求める前に、再評価をしようとする会社はその未納付の税債務を全て支払っていること(納税者に未納付の税債務がないこと)が確認されなければならない。

再評価は市場価格もしくは公正価格に基づいてなされなければならない。市場価格は政府公認の鑑定会社によって決定されるが、国税総局(DGT)の調査により、その鑑定価格がそれら資産の市場価格、または公正価格を表していないとされる場合は国税総局(DGT)によって修正される。

承認が下りたら、償却性資産に関する限りその減価償却を、新しい税務上の簿価(承認価格)に基づき、新規に資産が取得されたと同様に完全な耐用年数を適用して行わなければならない。

再評価された資産の公正な市場価額がその税務上の簿価を超過した金額は、10%の源泉分離課税(Final income tax)の対象とされる。財政難に直面している納税者は、国税総局(DGT)の特別承認に基づいて、この税金を12ヶ月に渡って分割納付することが認められる。

第1分類と第2分類に入る固定資産は少なくともその耐用年数が終了するまで保持しなければならない。土地、建物と第3分類と第4分類に入る資産はその再評価日から少なくとも10年間は

保持しなければならない。資産がその最低保持期間の終了する前に売却・譲渡された場合には、上記に加えて10%の源泉分離課税が追加課税される。

ただし、以下には適用しない、

- a. 政府の決定や方針もしくは裁判所の判決に基づく不可抗力(force majeure)による資産の移転
- b. 中立の事業合併、統合、事業分割の中での移転
- c. 修復不可能な損害による会社の固定資産の撤去

損金不算入の支出

以下の支出は税務上、損金不算入の支出とされる。

- a. 個人的支出
- b. 事業と関連のない贈答品や補助、ただし特定の宗教上の施しや寄付を除く。
- c. 各種準備金/引当金。ただし、銀行・金融リース会社の貸倒引当金、保険会社の保険料・保険金に関する引当金、預託保証協会(Lembaga Penjamin Simpanan、LPS)の預託証券引当金、鉱業会社の開拓費用準備金、林業会社の植林引当金、産業廃棄処理事業の地面閉鎖維持引当金は除かれ、これらは損金算入できる。
- d. 所得税支払額
- e. 税務追徴金/罰金
- f. 利益の分配
- g. 生命保険・疾病損害保険や財務省の認可を受けていない年金制度への会社負担の拠出金、ただし、当金額が従業員の課税対象給与の一部として加算されている場合は損金算入できる。
- h. 源泉分離課税される所得に関連した費用、例えば、定期預金に関連する借入金の支払利息
- i. 税金を免除される所得に関連した費用、例えば、所得税が課されない受取配当金を目的として株式を購入するために用いられる借入金の支払利息
- j. 出資金が株式に分割されないパートナーシップや「フィルマス」(Firmas)の出資者に対する給与や報酬

利息控除の制限

利息控除の制限方法としては、EBITDA(金利・税金・減価償却前利益)に対する割合、負債資本比率等、国際的に一般的に使用されている方法が認められる。

欠損金

欠損金は、最高5年間の繰越が認められる。さらに特定の地域の特別に指定された事業または、特定の税務優遇措置に従い欠損金の繰越が最高10年間迄延長される。欠損金の繰戻しは認められない。連結納税の制度はない。

利益の分配

配当に対しては以下の源泉税が課される。

- a. 配当の受領者が「居住者」の場合
インドネシア法人から受領する配当は、次のいずれかの条件を満たす場合には課税が免除される。
 - 居住者個人納税者が配当をインドネシア国内において特定期間にわたり再投資すること、および/または
 - 居住者法人納税者が配当を受領すること

上記の条件を満たさない個人の税務居住者の場合、受取配当は課税対象所得となり、最大で10%の最終課税/源泉分離課税(Final tax)の対象となる。

- b. 配当の受領者が「非居住者」の場合
 非居住者によって支払われた配当は20%（租税条約国は軽減税率あり）の税率で、最終課税/源泉分離課税（Final tax）となる。

みなし利益

以下の特定事業会社は、税務上のみなし利益を採用しなければならない。

	みなし利益率 (総売上に対する)	実効税率
海運国内企業	4%	1.20%*1
航空国内企業	6%	1.80%*1
国際船舶および航空外国企業	6%	2.64%*1
石油・ガス採掘サービス外国企業	15%	3.3%*2
一定の商業省管轄の駐在員事務所	インドネシアへの 輸出価額の1%	0.22%*2

*1 財務省がみなし利益を規定する税務通達を改訂していないため実行税率は30%の旧税率を使って計算される。

*2 実行税率は、支店のみなし配当税率（BPT）を除き、現行税率の22%を使って計算される。BPTは各国との租税条約に基づく減率されたレートに従う。

特定の事業活動

インドネシアでは、特定の契約ベースでの租税優遇措置を利用することができる。これには、生産分与契約（PSC）、作業契約（CoW）および鉱業営業許可証（Izin Usaha Pertambangan、IUP）が含まれる。石油・ガスセクターの川上産業に従事する会社は、基本的にその生産分担契約（PSC）に従って法人所得税を計算しなければならない。PSCは、法人所得税が実質的にコストリカバリー（原価回収）原則に基づく「conventional」（コンベンショナル）、もしくは一般的な法人所得税規則に基づく「gross split」（グロス・スプリット）の形態を採ることができる。金属・鉱物・石炭鉱業に従事する特定の会社は、法人所得税計算においてそのCoWの規定が適用される。法人所得税率や損金算入費用、課税所得の計算方法に関係し、これらの会社には異なる規定が適用される。CoWアレンジメントは2009年の鉱業法が施行された以降の新規採掘プロジェクトにはもはや適用されず、直近の採掘プロジェクトは一般的にIUP下の優遇措置の規定に従う。鉱業法は、通常の税法/税務規則がこれらの採掘プロジェクトに適用されると規定している。しかし、非石炭採掘のIUPについては、個別の税務規則が存在する。

移転価格税制

所得税法は「関連者(Related Parties)」を、以下のように定義している。

- a. 納税者が他の納税者の株式を直接的または間接的に25%以上を保有している場合、複数の納税者の株式の25%以上保有を通じた納税者間の関係、または後述する複数の納税者間の関係
- b. 納税者が他の納税者を支配しており、直接的または間接的を問わず、複数の納税者が同一支配下にある場合
- c. 上下もしくは横の関係で一親等の血縁関係または姻戚関係の家族関係がある場合

関係会社間の取引は、「独立企業間価格の原則」(Arm's length principles)に基づいて、終始一貫して取り扱われなければならない。この原則から逸脱した場合は、国税総局(DGT)は、関係会社間の取引から発生する課税所得もしくは税務上の控除費用を「独立企業間原則」を適用して再計算する権限が与えられている。

また、国税通則法(Ketentuan Umum dan Tata Cara Perpajakan, KUP)に基づき、政府は、関係会社間取引が独立企業間原則でなされていることを証明する手段として特定の移転価格文書(Transfer Pricing Documentation, TPD)を要求している。

特定条件に合致する納税者に対し、移転価格文書、すなわちマスターファイル、ローカルファイルおよび国別報告書(Country-by-Country Report, CbCR)の作成を義務付けることが規定されている。マスターファイルおよびローカルファイルは、国税総局(DGT)からの要請に従い提出できる状態にしておかなければならず、当該課税年度の法人所得税申告書(CITR)には当該ファイルのサマリー(要約)を添付しなければならない。CbCRに係るNotificationおよび(要請された場合には)CbCRは、課税年度末から12ヶ月以内に税務署に提出しなければならない。

詳細な移転価格の開示が法人所得税申告書において要求されている。この開示には以下のものが含まれる。

- a. 関連会社取引の内容と金額
- b. それらの取引に適用された移転価格決定方法とその方法を選択した理論的説明
- c. 会社が移転価格文書を準備しているかどうか

税務当局は移転価格調査を実施するに当たっての特別なテクニカル・ガイドラインを発行している。

移転価格紛争は、国内での異議申立や税務裁判を通じて、もしくはその紛争がインドネシアが租税条約協定を締結している国々にある関連会社との取引を含んでいる場合に、当事者は、関連する租税条約での相互協議(Mutual Agreement Procedures, MAP)条項に基づいて二重課税回避の要求をすることができる。納税者は相互協議を申請し、それと同時に国内救済手続を継続できる。相互協議手続において、相互協議関連内容に関する税務裁判所または司法審査の決定が発表されるまで合意に至らなかった場合、国税総局(DGT)は決定結果を相互協議交渉におけるポジションとして使用するか、交渉の中止を提案することができる。

税法では、関連会社間の取引における独立企業間原則の将来への適用について、国税総局(DGT)が納税者や他国の税務当局と事前確認(Advance Pricing Agreement, APA)を締結することが認められている。APAの結論はオープン年度にロールバックされる可能性があるが、それには一定の制限がある。全てのケースにおいて、APA適用期間は最長で5年間である。

ECOMMERCEにかかる所得税および電子商取引税

インドネシア国内に重要な経済的影響を及ぼす外国 ECOMMERCE事業者は、インドネシア国内において恒久的施設(PE)を有するものとみなされる。適用可能な租税条約の既存規定にてPEが存在するとみなされない場合、対象となるECOMMERCE事業者は電子商取引税(Electronic Transaction Tax、ETT)の課税対象となる。ETTは、直接的な売上またはマーケットプレイスを通じた売上に対して課税される。

インドネシア国内において重要な経済的影響を及ぼすPEは、下記のいずれかの要因により決定される:

- a. グループ事業の連結売上総額
- b. インドネシア市場からの売上
- c. アクティブユーザーの数

具体的な基準値は、財務大臣が規定する。

税率、課税標準、計算方法の詳細は、政府規則(GR)により規定され、納付および申告方法は今後の実施細則により規定される。

政府系ファンド

政府系ファンド(Lembaga Pengelola Investasi、LPI)は、中央政府の政府系ファンド投資を管理する権限を持つ機関である。

インドネシアの税務上、LPIは国内法人とみなされ、一般所得税の課税対象となるが、引当金の損金算入、土地・建物取得税(Bea Perolehan Hak atas Tanah dan Bangunan、BPHTB)、貸付金利収入に対する源泉税免除などの特別税制が適用される。

LPIに協力する第三者も、配当所得に関して特別な税制上の優遇措置を受けることができるが、これは一定の要件を満たすことや配当受取人のタイプによって異なる。

個人所得税

通常税率

個人居住者の所得に対する通常税率は次の通り。

課税所得 (ルピア)	税率 (%)
60,000,000 迄	5
60,000,000超、250,000,000迄	15
250,000,000 超、500,000,000 迄	25
500,000,000 超、5,000,000,000 迄	30
5,000,000,000超	35

優遇税率

2年以内に支払われる退職金に適用される最終税率は次の通りである。

総所得 (ルピア)	税率 (%)
50,000,000迄	-
50,000,000超、100,000,000迄	5
100,000,000超、500,000,000迄	15
500,000,000超	25

政府認定の年金基金や社会保障庁(BPJS - Ketenagakerjaan)からの老齢保障貯蓄の一時払い形式での所得(2年以内に支払われた場合)に適用される最終税率は次の通りである。

総所得 (ルピア)	税率 (%)
50,000,000迄	-
50,000,000超	5

3年目以降の支払には、通常税率(上記)が適用される。

所得控除

個人居住者に対する年間での所得控除金額(Penghasilan Tidak Kena Pajak、PTKP)は、次の通り。

	年額 (ルピア)
納税者本人の基礎控除	54,000,000
配偶者控除	4,500,000
扶養控除(最高3人まで)	4,500,000
業務関連控除(総所得の5%、最高500,000ルピア/月)	6,000,000
老齢年金貯蓄のために従業員が社会保障庁の社会保障プログラム(BPJS - Ketenagakerjaan)に拠出する金額(総所得の2%)	全額
適格年金基金への積立金額 (総所得の5%、最高で200,000ルピア/月)	2,400,000

最終課税対象となる年間総売上高が48億ルピア以下の個人納税者には、1会計年度あたり5億ルピアの非課税売上高基準が適用される(14ページの表中の10番を参照)。

税務上の居住者

次の条件を満たす者は税務上の居住者として扱われる。

- a. インドネシアに住所を持つ者、もしくは
- b. 12ヶ月以内に183日を超えてインドネシアに滞在している者、もしくは
- c. 課税年度内にインドネシアに滞在しインドネシアに居住する意志を持つ者

注記:租税条約を有する国の国民等に対しては、条約にある居住者の定義が優先する。

インドネシアの税務上の居住者は一般的に全世界所得に対して課税される。しかし、外国人については、特定の要件を満たした場合、最初の4年間はインドネシアで得た所得に対してのみ課税される可能性がある。さらに、インドネシア国内で課税対象とはならない、特定の国外所得がある(2ページの特定期間所得に対する課税を参照)。

連続した12ヶ月間において183日未満の期間インドネシア国内に滞在するインドネシア国民は、恒久的住居や重要な利害関係の中心、習慣的住居を有する若しくは課税対象のステータスを有する、またはインドネシア国外でその他の基準を有する等、特定の要件を満たす場合において、非居住者としてみなされる場合がある。

非居住者のインドネシア源泉所得に対しては、20%の源泉税(第26条所得税、租税条約で軽減税率あり)が課される(15ページ参照)。

税務登録と確定申告

上述の所得控除金額(PTKP)を超える年間所得のある居住者の個人納税者は、インドネシアの国税総局(DGT)に税務登録をし、個人所得税の確定申告(様式1770)を提出しなければならない。確定申告では、給与所得、資産運用所得、資産売却益、海外での所得とその他所得を含むすべての個人所得を報告し、個人の資産・負債の要約リストも一緒に添付することが要求される。CFCにおけるインドネシア株主は、CFC所得に関して配当を受け取ったとみなされる(CFCの詳細は、2ページを参照)。

家族は、家族の代表者の名前(通常は夫)で登録された一つの税務番号(Nomor Pokok Wajib Pajak, NPWP)を使って報告され、一つの税務報告単位としてみなされる。その妻と子供の所得は、夫の名前で同じ申告書で申告されなければならない、それらの各々の所得に第21条の従業員所得税が課せられている場合は合算ベースで税金が再計算される。単一国民番号(Nomor Induk Kependudukan)の導入をサポートするため、インドネシア居住者番号がインドネシア人居住者個人のNPWPとして使用される。

納税方法

個人所得の大部分は第三者によって源泉徴収方式で徴収される。雇用主は、従業員に支給される給与とその他の報酬から第21条/26条の従業員所得税を毎月天引き源泉して納付する義務がある。従業員が居住者である場合、源泉される税金額は通常の税率(8ページ参照)にもとづいて決定される。非居住者の納税者の場合は、総額の20%を源泉徴収される(租税条約下では低い率が適用される)。

個人に対するその他各種の支払についてもまた、支払者に源泉徴収の義務を課している。とりわけ、主な支払は以下の通り。

- a. 政府公認の年金基金から支払われた年金
- b. 退職金
- c. 社会保障庁の社会保障制度(BPJS - Ketenagakerjaan)からの老齢年金貯蓄の支払い

- d. サービスフィー
- e. 賞金・副賞

基本的に、上記から源泉徴収される税金(第21条所得税)は、通常税率に基づいて決定される。

また、非従業員の個人と特定の専門家、例えば、弁護士、ノータリス(公証人)、会計士、建築士、医者、保険数理士、鑑定士のような特定の職業専門家へのサービス料に掛かる源泉税は、その総所得の50%をベースに通常税率で源泉税を計算することが要求されている。

「労働者退職金支給管理組織」に預けられた退職金に対する利子所得は従業員個人の所得とされ、「労働者退職金支給管理組織」が銀行の場合は20%の源泉分離課税、その他の場合は15%の第23条源泉税の課税対象となる。

現物支給

現物支給(Benefit-in-kind, BIK)は通常、従業員個人の課税所得とされる。ただし、職務の遂行に必要な現物支給、特定の地域で現物支給を提供する費用、全従業員に提供される飲食物、政府予算が財源の現物支給、一定の基準値を持つ特定の種類の現物支給については例外が適用される。

社会保障制度

雇用主は、従業員が社会保障制度に加入することを保証する責任がある。従業員の負担部分は会社が給与から天引き控除して徴収し、会社負担部分と一緒に支払われなければならない。

2014年1月から、インドネシア全国民を加入対象とする総合社会保障制度が実施されている。社会保障制度は以下のように運営されている。

1. 健康保険担当の社会保障庁(BPJS - Kesehatan)が、医療保険をカバーする
2. 労働者社会保障担当の社会保障庁(BJPS - Ketenagakerjaan)が、事故保険、老齢貯蓄、死亡保険と年金をカバーする

現行の保険料率は次の通り:

適用種類	基本給与・賃金に対する比率として	
	会社負担	従業員負担
業務上の事故保険	0.24 - 1.74%	-
死亡保険	0.3%	-
老齢貯蓄	3.7%	2%
医療保険*	4%	1%
年金**	2%	1%

*) 最高額の計算基準は、12,000,000ルピア/月

***) 最高額の計算基準は、BPJS規則に基づき毎年更新

新社会保障制度への加入義務は、6ヶ月以上インドネシアで勤務している外国人従業員を含む、全ての従業員に適用される。

国民住宅基金プログラム

国民住宅基金(Tabungan Perumahan Rakyat, Tapera)プログラムは、適切かつ安価な住宅取得ニーズに応えることを目的とした、長期的で、持続可能かつ低コストの融資を加入者に提供する仕組みである。Taperaプログラムの導入は、相互扶助の原則に基づき、全ての階層の労働者を対象とすることを意図している。

拠出は従業員給与の合計3%をもとに積み立てられ、その負担の内訳は雇用者が0.5%、従業員が2.5%である。フリーランサーの場合はその個人が所得から3%を拠出する。

政府は、民間セクターを対象に、2027年5月19日までにその労働者を当該プログラムに加入させるよう取り組んでいる。

失業保険

政府は雇用の中止により影響を受ける労働者のさらなる保護を目的として、失業保険を導入した。実際の運用は、今後の実施細則の規定に準拠する。

当該保険プログラムはBPJSによって運用されることになると思われるが、政府は失業者に対し現金給付や労働市場に関する情報へのアクセス、職業訓練を支援する。

源泉徴収税

インドネシアの所得税の徴税方法としては、主に源泉徴収が採用されている。特定の所得項目に源泉税が課される場合、一般に、支払側に税金を源泉徴収もしくは回収する責任がある。各種の源泉徴収税は、通常、以下のように所得税法(PPH)の関連条文番号を使って呼ばれている。

1. 第21条(PPH 21)：給与と個人へのその他支払い

雇用主は、従業員に支給される給与から第21条の所得税(従業員所得税)を毎月天引きして、従業員に代わって国庫に納付する義務がある。非居住者の個人へのその他の支払い(例えば個人のコンサルタントやサービス提供者へのフィー支払い)に対しても同様な源泉税が適用される(8ページの関連する税率を参照)。

税務登録番号を未取得の個人納税者には、通常の源泉税に加えて20%の課徴金が課される。

2. 第22条(PPH 22)：輸入等

第22条の所得税は、一般的に以下の項目に適用される。

事項	税率 %	課税基準	注記
1 以下の物品の輸入：		輸入価額=CIF	
(a) 特定の消費財の輸入	10	価格プラス輸入	
(b) (a)以外の消費財の輸入	7.5	関税の合計金額	
(c) 自社で輸入ライセンス(API / Angka Pengenal Impor)を持つ場合における(a)と(b)以外の物品の輸入			
(i) 大豆、小麦および小麦粉の輸入	0.5		
(ii) (i)以外の物品の輸入	2.5		
(d) APIを持たない場合における(a)と(b)以外の物品の輸入	7.5		
2 落札輸入物品	7.5	入札価格	
3 国庫と予算使用者の委任状(KPA)から支払いがなされる政府による物品の購入	1.5	販売価格	1
4 国営企業およびその一部の子会社(Badan Usaha Milik Negara、BUMN)およびその一部の子会社による物品の購入	1.5	販売価格	1,3
5 Pertaminaおよびその子会社からの給油所による石油燃料の購入	0.25	販売価格	2
6 Pertaminaおよびその子会社以外の当事者からの給油所による石油燃料の購入	0.3	販売価格	2
7 給油所以外の当事者による石油燃料の購入	0.3	販売価格	2
8 ガス燃料の購入	0.3	販売価格	2
9 潤滑油の購入	0.3	販売価格	2
10 現地の販売業者からのセメントの購入	0.25	販売価格	
11 現地の販売業者からの紙製品の購入	0.1	販売価格	
12 現地の販売業者からの鉄鋼製品の購入	0.3	販売価格	

13	現地の販売業者からの自動車製品の購入	0.45	販売価格	
14	現地の販売業者からの薬製品の購入	0.3	販売価格	
15	総代理店、代理店や一般輸入業者からの モーターバイクの購入	0.45	販売価格	4
16	製造業者または輸出業者による林野業、 植林業、農業、牧畜業と漁業生産品の購入	0.25	販売価格	1
17	インドネシア政府と鉱業協力協定(Mining Cooperation Agreement)または作業契約 (Contract of Work)を締結していない輸出 業者による石炭、金属および非金属鉱物の 輸出	1.5	輸出価格	
18	鉱業ライセンス(Izin Usaha Pertambangan、IUP)を保有する企業また は個人からの石炭、金属および非金属鉱物 の購入	1.5	販売価格	1
19	金の延べ棒の購入	0.45	販売価格	5
20	超高級品の購入	5.0	販売価格	
21	所得税第22条徴収人である第二次流通 事業者が行うプリペイド携帯電話のクレ ジットとSIMカードのスターターパックの 販売	0.5	販売価格または 請求額	

注記

- 上記3、4、16および18に該当する場合、第22条徴収業者は特定の納入業者への未払金額から、次の購入/使用支払を除き第22条所得税を源泉徴収しなければならない。
 - 石油燃料、ガス燃料、潤滑油、郵便商品
 - 水道電気の支払
 - PSC契約者または契約者の本社もしくは契約者の取引拠点からの石油ガス(上流製品を含む)
 - ジョイント・オペレーション契約の契約者からの地熱もしくは電気

さらに、上記3、4および16について、それぞれ200万ルピア、1000万ルピア、2000万ルピアまでの価額の商品の購入は除外される。その他の場合、指定商品の輸入者または買手は、輸入または購入された商品の未払金額に加えて第22条所得税を払わなければならない。
- 源泉徴収された第22条所得税は法人所得税または個人所得税の前払とみなされる(最終課税を課される卸売業者または代理店による石油燃料およびガス燃料の購入を除く)。
- 林野業、植林業、農業、牧畜業と漁業生産品の購入は上記16で明記する第22条所得税の対象であるため、適用されない。
- 上記20の場合、第22条所得税がすでに課されているので、超高級自動車の買い手には適用されない。
- インドネシア銀行への販売には例外が適用される。
- 以下の事象は、自動的に非課税となるか、または 国税総局(DGT)から発行された免除証明により税金の納付義務は発生しない。
 - 所得税の課税されない物品の輸入/購入
 - 輸入関税および/またはVATが免除された物品(0%の輸入関税が課される物品を含む)、もしくはVAT不徴収の物品の輸入
 - 一時的に輸入された物品(再輸出のための物品など)
 - 再輸入の物品(同一品質で輸出または再輸入される、あるいは修繕・検査される物品など)
 - 再輸出目的の宝飾品製造用の金の延べ棒の輸入
 - インドネシア政府による学校運営補助金(Bantuan Operasional Sekolah、BOS)基金の使用に関連する物品の購入

- g) 国庫、KPAおよび食料調達庁 (Badan Urusan Logistik、BULOG)による穀物または米の購入
- h) BULOGまたはBUMNIに指定された者による基本的必需食糧の購入

税務登録番号を未取得の納税者には、通常の税率に加えて100%の課徴金が課される。

3. 第4条2項 (PPH 4-2)：最終課税/源泉分離課税 (Final tax)

居住法人、恒久的施設 (PE)、外国企業の駐在員事務所、事業組織体および指定された個人は、他の居住納税者とPEへの下記の総支払額 (VATを除く) から最終課税額を天引き徴収し納付する義務がある。

	項目	税率 (%)
1	土地・建物の賃借料 (レンタル)	10 (1)
2	土地・建物の権利の譲渡による収益	2.5 (2)
3	建設施工料	2/3/4
4	建設計画料	4/6
5	建設監督料	4/6
6	定期預金または普通預金の金利、およびバンク・インドネシア短期証券 (SBI) の金利。ただし、インドネシアで営業している銀行と政府承認の年金基金が受領するものは除く。	20 (3)
7	債券の金利。ただし、インドネシアで営業している銀行と政府承認の年金基金を除く。	10
8	インドネシア証券取引所 (IDX) での株式の売却額。この税率を適用するには、創業株主は上場時の株式の市場価格の0.5%を支払うことを義務付けられ、これに従わない場合は、以降の売却からの利益は通常の税率で課税される。	0.1
9	宝くじの当選賞金	25
10	年度で総売上が48億ルピアを超えない個人および会社 (PEを除く) が受領する特定の所得	0.5 (4)
11	政府系ファンドとの協力に基づき、特定の非居住者が受け取った特定の配当金	7.5

注記

- (1) これにはBuild Operate Transfer契約からの土地所有者の所得を含む。
- (2) 不動産資産を不動産投資ファンド (Kontrak Investasi Kolektif – Dana Investasi Real Estate、KIK-DIRE) に譲渡したことによる収益には、0.5%の税率が適用される。
- (3) 輸出収益 (Devisa Hasil Ekspor) による定期預金の金利の受け取りには異なる税率が適用される。
- (4) この制度は対象となる納税者の任意であり、納税者の種類に応じて一定の期間だけ適用される。

4. 第23条 (PPH 23)：居住者への支払

居住納税者への特定の種類の支払所得、未払所得には、その総額に対して15%、もしくは2%の税率で第23条所得税が課せられる。

- a. その総額に15%税率で第23条源泉税が課せられるものは次の通り
 1. 配当 (4ページの「利益の分配」も参照のこと)
 2. 利子、これにはプレミアム、割引、ローン保証料を含む
 3. ロイヤルティ

4. 懸賞金および賞金

b. サービスフィーの総額に2%の税率で第23条源泉税が課せられるものは次の通り

1. 土地・建物以外の資産のレンタル料
2. テクニカルサービス、マネジメントサービス、コンサルティングサービス、およびその他のサービスに関する報酬(第21条の記述の通りに所得税が源泉徴収されたサービスを除く)

5. 第26条(PPh 26)：非居住者への支払

居住納税者(居住者、居住法人)、事業組織体、外国企業の駐在員事務所は、非居住者に対して次の支払いをする際には、20%の税率で第26条源泉税を天引き納付する義務がある。

a. 総額に対して課税される項目

1. 配当
2. 利子、これには、プレミアム(割増)、ディスカウント(割引)、ローン保証料が含まれる非居住者が受領または取得する、処分時のキャピタルゲインを含む債券利子所得に対する源泉徴収税率は、現在10%の低率にすることが可能
3. ロイヤルティ、レンタル料および資産使用に対する支払い
4. 各種サービスに対する報酬
5. 懸賞金および賞金
6. 年金およびその他の定期的な支払い
7. スワッププレミアムとその他ヘッジ取引
8. 債務免除益
9. 支店/恒久的施設(PE)の法人所得税引後利益

b. 見積純所得(ENI :総額に一定率を掛けて算出)に対して課税される項目

	ENI (%)	実効税率 (総額に対 する%)
海外保険会社に支払う保険料		
・ 被保険者による支払	50	10
・ インドネシアの保険会社による支払	10	2
・ インドネシアの再保険会社による支払	5	1
非居住者による未上場会社株式の売却	25	5
非居住者によるインドネシアの会社株式やPEを所有するための 仲介サービスを提供しており租税回避国に所在するトンネル会 社(conduit companies)の売却	25	5
非居住者による売却価格が1,000万ルピア以上の高級宝飾品、 ダイヤモンド、金、高級時計、骨董品、絵画、高級自動車、高級二 輪車、ヨットおよび軽飛行機の売却	25	5

上記支払いの受領者がインドネシアとの租税条約締結国の居住者の場合は源泉税率が軽減もしくは免除される場合がある(租税条約での源泉税率は17-18ページを参照のこと)。

国際税務協定

二重課税防止協定

インドネシアとの二重課税防止協定(以下、租税条約)は、サービスフィーに対する源泉税を免除し、インドネシアが調印した租税条約締約国の居住者によって受領される配当、利子、ロイヤリティと支店の税引後利益に対する源泉税を軽減させて税務的な恩恵を提供する。サービスフィーへの課税免除は基本的に収益を得る外国の当事者がインドネシアに恒久的施設(PE)を持たない場合にのみ付与される。

軽減税率を要求するためには、外国当事者は、収益を支払うインドネシア当事者を通じて、国税総局(DGT)に対して少なくとも「居住者証明書」(Certificate Of Domicile、COD)を提示しなければならない。このCODが、国税総局(DGT)の指定書式、または一定の条件を満たした租税条約締約国の書式で提出されないと税務的恩恵の付与は取り消され、20%の源泉税が課税される。

外国当事者は、まず、インドネシア源泉の全ての種類の所得に適用される以下の条約濫用防止テストの全ての要件を満たさなければならない:

1. 事業体がある設立もしくはその取引の実行において、経済的実質を有すること
2. 事業体がある設立もしくはその取引の実行において、同一の法的形態と経済的実質を有すること
3. 事業体がある事業を執行する独自の経営陣を有し、当該経営陣は独立した裁量権を有すること
4. 事業体が、インドネシアから収益を創出する資産のほかに、事業を行うに十分な資産を有すること
5. 事業体がある事業執行のために十分かつ適格な人材を有すること
6. 事業体が、インドネシア源泉の配当、利息および/またはロイヤリティを受け取る以外に、事業を有すること
7. その取引が、条約の本来の趣旨と目的に反して、直接的または間接的に条約で認められる恩恵を得ることを目的としていないこと

さらに、外国当事者は配当、利息またはロイヤリティの形で所得が生じている場合、関連する租税条約下で要求された際には以下の受益者テストの要件を満たさなければならない

1. 当該事業体が代理人、被指名者(ノミニー)またはトンネル事業体ではないこと
2. 当該事業体が所得、資産または所得を生じさせる権利に対し支配または処分の権利を有すること
3. 当該事業体の所得の50%以上が他者からの請求の支払いに使用されないこと
4. 当該事業体がある資産、資本および/または負債に対しリスクを負うこと
5. 当該事業体がある受領する所得を第三国の居住者に譲渡する契約を締結していないこと

インドネシアとの租税条約の下で適用される源泉税率の要約は以下の通り。

	注記	配当(資産 運用目的)	配当(経営 参加目的)	利子	ロイヤリティ	支店の税 引後利益		
		%	%	%	%	%		
1.		アルジェリア	15	15	15/0	15	10	
2.		アルメニア	15	10	10/0	10	10	
3.		オーストラリア	15	15	10/0	15/10	15	
4.		オーストリア	15	10	10/0	10	12	
5.		バングラデシュ	15	10	10/0	10	10	
6.		ベラルーシ	10	10	10/0	10	10	
7.		ベルギー	15	10	10/0	10	10	
8.		ブルネイ	15	15	15/0	15	10	
9.		ブルガリア	15	15	10/0	10	15	
10.		カンボジア	1,5	10	10/0	10	10	
11.		カナダ	15	10	10/0	10	15	
12.		中国	2	10	10/0	10	10	
13.		クロアチア	10	10	10/0	10	10	
14.		チェコ	15	10	12.5/0	12.5	12.5	
15.		デンマーク	20	10	10/0	15	15	
16.		エジプト	15	15	15/0	15	15	
17.		フィンランド	15	10	10/0	15/10	15	
18.		フランス	15	10	15/10/0	10	10	
19.		ドイツ	1	15	10/0	15/10	10	
20.		香港		10	5	10/0	5	5
21.		ハンガリー	3	15	15	15/0	15	20
22.		インド	1	10	10	10/0	10	15
23.		イラン		7	7	10/0	12	7
24.		イタリア		15	10	15/0	15/10	12
25.		日本		15	10	10/0	10	10
26.		ヨルダン	3	10	10	10/0	10	20
27.		北朝鮮		10	10	10/0	10	10
28.		韓国	2	15	10	10/0	15	10
29.		クウェート		10	10	5/0	20	10/0
30.		ラオス		15	10	10/0	10	10
31.		ルクセンブルク	1	15	10	10/0	12.5	10
32.		マレーシア	4,5	10	10	10/0	10	12.5
33.		メキシコ	5	10	10	10/0	10	10
34.		モンゴル		10	10	10/0	10	10
35.		モロッコ		10	10	10/0	10	10
36.		オランダ		10/15	5	10/5/0	10	10
37.		ニュージーランド	3	15	15	10/0	15	20
38.		ノルウェー		15	15	10/0	15/10	15
39.		パキスタン	1	15	10	15/0	15	10
40.		パプアニューギニア	1	15	15	10/0	10	15
41.		フィリピン		20	15	15/10/0	15	20
42.		ポーランド		15	10	10/0	15	10
43.		ポルトガル		10	10	10/0	10	10
44.		カタール		10	10	10/0	5	10
45.		ルーマニア		15	12.5	12.5/0	15/12.5	12.5
46.		ロシア		15	15	15/0	15	12.5
47.		セルビア		15	15	10/0	15	15
48.		セーシェル	3	10	10	10/0	10	20
49.		シンガポール		15	10	10/0	8/10	10
50.		スロバキア		10	10	10/0	15/10	10
51.		南アフリカ共和国		15	10	10/0	10	10
52.		スペイン		15	10	10/0	10	10
53.		スリランカ		15	15	15/0	15	20

54.	スーダン		15	10	15/0	10	10
55.	スリナム		15	15	10/0	15	15
56.	スウェーデン		15	10	10/0	15/10	15
57.	スイス	1	15	10	10/0	10	10
58.	シリア		10	10	10/0	20/15	10
59.	台湾		10	10	10/0	10	5
60.	タジキスタン		10	10	10/0	10	10
61.	タイ		20/15	20/15	15/0	15	20
62.	チュニジア		12	12	12/0	15	12
63.	トルコ		15	10	10/0	10	10
64.	ウクライナ		15	10	10/0	10	10
65.	アラブ首長国連邦	1	10	10	7/0	5	5
66.	イギリス		15	10	10/0	15/10	10
67.	アメリカ合衆国		15	10	10/0	10	10
68.	ウズベキスタン		10	10	10/0	10	10
69.	ベネズエラ	1	15	10	10/0	20	10
70.	ベトナム		15	15	15/0	15	10
71.	ジンバブエ	1,5	20	10	10/0	15	10

注記: 国名の後の番号が以下の注記に該当する。

1. インドネシア国内で提供されたテクニカル、マネジメント、コンサルティングサービスへの対価に対する源泉税率は、スイスとアラブ首長国連邦が5%、ドイツが7.5%、カンボジア、インド、ルクセンブルク、パプアニューギニア、ベネズエラ、ジンバブエが10%、パキスタンが15%である。
2. 国際線の船舶、航空機の事業から得られる収益はVATが相互に免除される。
3. 租税条約の条項には支店の税引後利益に対する税率が明示されていないため、インドネシア税務当局は、インドネシアの国内税法の税率(20%)が適用されると解釈している
4. ラブアンのオフショア会社(1990年のラブアンオフショア事業活動税務規則に基づく)は租税条約の恩恵をえることはできない。改正議定書は2011年10月20日に署名、2017年8月4日に批准したが、まだ発効しておらず批准書の交換の段階にある。
5. 批准済であるが、まだ発効しておらず批准書の交換の段階にある。

恒久的施設(PE)のタイムテスト

特定の活動は、それが「タイムテスト(一定の期間)」を超えてインドネシアで実施されるとPEを構成するものとみなされる。以下の表は、関連する租税条約で特定されたこれらの活動についてのタイムテストの要約である。

	建物工場 の建設	機械設備 の据付	組立作業	監督作業	その他の サービス
1.	アルジェリア	3ヶ月	3ヶ月	3ヶ月	3ヶ月
2.	アルメニア	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	120日
3.	オーストラリア	120日	120日	120日	120日
4.	オーストリア	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	3ヶ月
5.	バングラディッシュ	183日	183日	183日	91日
6.	ベラルーシ	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	120日
7.	ベルギー	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	3ヶ月
8.	ブルネイ	183日	3ヶ月	3ヶ月	183日
9.	ブルガリア	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	120日
10.	カンボジア	183日	183日	183日	183日
11.	カナダ	120日	120日	120日	120日
12.	中国	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月
13.	クロアチア	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	3ヶ月
14.	チェコ	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	3ヶ月
15.	デンマーク	6ヶ月	6ヶ月	3ヶ月	6ヶ月

16. エジプト	6ヶ月	4ヶ月	4ヶ月	6ヶ月	3ヶ月
17. フィンランド	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	3ヶ月
18. フランス	6ヶ月	-	6ヶ月	183日	183日
19. ドイツ	6ヶ月	6ヶ月	-	-	-
20. 香港	183日	183日	183日	183日	183日
21. ハンガリー	3ヶ月	3ヶ月	3ヶ月	3ヶ月	4ヶ月
22. インド	183日	183日	183日	183日	91日
23. イラン	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	183日
24. イタリア	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	3ヶ月
25. 日本	6ヶ月	6ヶ月	-	6ヶ月	-
26. ヨルダン	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	1ヶ月
27. 北朝鮮	12ヶ月	12ヶ月	12ヶ月	12ヶ月	6ヶ月
28. 韓国	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	3ヶ月
29. クウェート	3ヶ月	3ヶ月	3ヶ月	3ヶ月	3ヶ月
30. ラオス	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月
31. ルクセンブルク	5ヶ月	5ヶ月	5ヶ月	5ヶ月	-
32. マレーシア	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	3ヶ月
33. メキシコ	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	91日
34. モンゴル	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	3ヶ月
35. モロッコ	6ヶ月	-	6ヶ月	6ヶ月	60日
36. オランダ	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	3ヶ月
37. ニュージーランド	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	3ヶ月
38. ノルウェー	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	3ヶ月
39. パキスタン	3ヶ月	3ヶ月	3ヶ月	3ヶ月	-
40. パプアニューギニア	120日	120日	120日	120日	120日
41. フィリピン	6ヶ月	3ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	183日
42. ポーランド	183日	183日	183日	183日	120日
43. ポルトガル	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	183日
44. カタール	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月
45. ルーマニア	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	4ヶ月
46. ロシア	3ヶ月	3ヶ月	3ヶ月	3ヶ月	-
47. セルビア	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月
48. セーシェル	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	3ヶ月
49. シンガポール	183日	183日	183日	6ヶ月	90日
50. スロバキア	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	91日
51. 南アフリカ共和国	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	120日
52. スペイン	183日	183日	183日	183日	3ヶ月
53. スリランカ	90日	90日	90日	90日	90日
54. スーダン	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	3ヶ月
55. スリナム	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	91日
56. スウェーデン	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	3ヶ月
57. スイス	183日	183日	183日	183日	-
58. シリア	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	183日
59. 台湾	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	120日
60. タジキスタン	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月
61. タイ	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月
62. チュニジア	3ヶ月	3ヶ月	3ヶ月	3ヶ月	3ヶ月
63. トルコ	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	183日
64. ウクライナ	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	4ヶ月
65. アラブ首長国連邦	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月
66. イギリス	183日	183日	183日	183日	91日

67. アメリカ合衆国	120日	120日	120日	120日	120日
68. ウズベキスタン	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	3ヶ月
69. ベネズエラ	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	-
70. ベトナム	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	3ヶ月
71. ジンバブエ	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	183日

税務情報交換協定

インドネシアは、バハマ(批准文書の交換待ち)、バミューダ、ガーンジー、マン島、ジャージー、およびサンマリノと租税情報交換協定(Tax Information Exchange Agreements、TIEAs)を締結している。

税務に関する相互行政支援

2011年11月3日、インドネシア政府は税務に関する相互行政支援に関する条約に調印し、2014年10月17日に同条約を批准した。また、インドネシア政府は下記の項目の自動交換に関する多国間主管当局間合意に調印した。

1. 共通報告基準(Common Reporting Standard)を使用した金融口座情報、および
2. 国別報告書(Country-by-Country Report)の形式による移転価格文書

税源浸食および利益移転防止策に関する租税条約施行のための多国間条約

2017年6月7日、インドネシア政府は税源浸食および利益移転防止策に関する租税条約施行のための多国間条約(MLI)に調印し、2019年11月12日にこれを批准した。批准文書では、インドネシア政府は当該条約の対象となる47の租税条約を網羅している。このMLIは条約文書の寄託先であるOECDへの提出を待っている段階であり、正式には発効していない。

このMLIは2020年8月1日に効力を生じ、インドネシア政府は(条約文書の寄託先である)OECDに対し、条約の国内批准手続を完了した旨を2020年11月26日に通知した。

米国FATCA(外国口座税務コンプライアンス法)

インドネシアはFATCA規定遵守のために、政府間合意書(IGA)1への調印に大筋で合意した。

付 加 価 値 税

概要

付加価値税(VAT)は、基本的にインドネシア関税地域内での、課税対象物品の引渡しや課税対象サービスの提供の事象があったときに課税される。課税対象の事象には以下のものが含まれる。

- a. 会社による関税地域内での課税対象物品の引渡し
- b. 課税対象物品の輸入
- c. 会社による関税地域内での課税対象サービスの提供
- d. 関税地域外で創造された無形の課税対象物品(財産権)の課税地域内での使用と消費
- e. 課税地域外で創造された課税対象サービスの課税地域内での使用と消費
- f. VAT課税対象事業者(Pengusaha Kena Pajak, PKP)による(有形・無形の)課税対象物品の輸出
- g. VAT課税対象事業者(PKP)による課税対象サービスの輸出

付加価値税の義務は年間で48億ルピアを超える価額の引き渡しについて発生する。課税対象物品の引渡しは非常に広義に定義され、次のものが含まれる。

- a. 契約に従った課税対象物品の権利の引渡し
- b. 買取権付きのリースやファイナンス・リース契約に従った課税対象物品の移転
- c. 仲介業者や入札官への課税対象物品の引渡し
- d. 課税対象物品の自家使用や無償提供
- e. 元々販売目的ではない会社解散時の在庫または資産の形態での課税対象物品の残余
- f. 会社内での課税対象物品の引渡し(例えば、支店間、本店と支店間)、ただし、会社が国税総局(DGT)からVAT申告の一元化の承認を得ている場合を除く
- g. シャリア・ファイナンスの態様でのVAT課税対象事業者(PKP)からの課税対象物品の引渡し(引渡しは、VAT課税対象事業者(PKP)から、課税対象物品を必要とする当事者に直接になされるとみなされることによる)

税率と課税標準額

VATの税率は現在10%だが、2022年4月1日から11%に、遅くとも2025年1月1日までには12%に引き上げられる予定である。政府規則により5%から15%の範囲で増減できる。しかしながら、サービスの輸出と同様に有形・無形の課税対象物品の輸出に係わるVATは0%である。輸出サービスのうち一定ものについては0%VATが適用される。

VATは、関連する課税標準額にVATの税率を適用して計算される。ほとんどの場合、課税標準額は当事者間で合意された取引価額である。特定の事象や状況、その他の要因について、課税標準額として使用されるのは、以下の金額でなければならない。

- a. 市場価格－関連当事者間の取引、会社清算時の課税対象物品の在庫の残余と当初売却を予定していなかった(在庫以外の)資産の売却
- b. 売上原価(売価マイナス粗利)－自家消費、課税対象物品の無償供与と社内引渡し(支店間や本店支店間など)
- c. 落札価格－入札官の仲介業者への課税対象物品の引渡し
- d. 合意価格－中間商社を通じた課税対象物品の引渡し
- e. 平均売却価格－映画用フィルム
- f. 1,200万ルピア－輸入映画1本につき
- g. 土地の取得価格を除く発生・支払原価の20%－建物の自家建設
- h. 小売価格－タバコ製品の引渡しと輸入
- i. 実際請求額の10%－一括船積みサービス
- j. 実際請求額の10%－旅行と旅行代理店サービス(サービスの提供がコミッションに基づかない場合)

- k. 金装飾品関連の工場で実施されるサービスを含む金装飾品の引渡しでの販売価格の20%
- l. 運送料金を含む請求での貨物輸送(Freight forwarding)サービスの引渡しの実際請求額の10%
- m. 政府補助金額の100/110、および農業セクターを対象とする特定の肥料の販売に関し農業大臣が規定する最高小売価格の100/110
- n. 特定の売手による農産物の特定の販売・引渡しの販売価格の10%
- o. 政府指定機関によりチャージされた小売価格からの100/110、または特定の補助対象外の液化石油ガスの販売・引渡に係る流通代理商(ディストリビューション・エージェント)のマージンからの10/101
- p. バウチャー・プロバイダーによる特定の販売・物流サービスに対して、手数料やマージンなしで請求額の10%

法律で別記されない限り、全ての物品とサービスが課税対象物品と課税対象サービスとなる。法律上のネガティブリストは、一定の例外を除き、どのような商品やサービスが非課税に分類されるかを定めている。以下のリストは、2022年4月1日時点の規則を参照している。2022年3月31日までの規則については、税務ポケットブック2021をご参照ください。

非課税対象物品:

- a. ホテル、レストラン等で提供される飲食物、持ち帰りかどうかを問わず、地方税の対象であるケータリング業者によって持ち込まれた飲食物も含む
- b. 貨幣、政府の外貨準備のための金地金、有価証券

非課税対象サービス:

- a. 宗教サービス
- b. 他の種類の事業では提供できない一般的な行政事項を遂行するために政府が提供する公共サービス
- c. ホテル、駐車場、ケータリング、アート、エンターテイメントなどのサービスは、地方税の課税対象となる

付加価値税の申告

VAT課税対象事業者(PKP)に指定された法人と個人は、毎月その事業活動を報告し、それに伴うVAT債務を支払うことが義務付けられている。その結果として、基本的にVATは各事業所ベースで処理されるため、管轄地域が異なる地方税務署(Kantor Pelayanan Pajak, KPP)下におけるいくつかの事業所(支店)を通じて法人が事業を運営している場合には、管轄地の地方税務署(KPP)ごとに登録しなければならない。このような状況においては課税対象物品の社内(支店間)引渡しはVATの対象となる。

しかしながら、国税総局(DGT)に書面による通知を行うことで、法人はそのVAT申告を一元化することができ、それにより課税対象物品の社内引渡しをVATの対象から除外できる。ただし、VAT申告一元化を要求されるカテゴリーの納税者と、当該一元化が禁止されるカテゴリーの納税者との区別がされている。

インプット・アウトプットの仕組み

VAT債務は基本的にインプット・アウトプットの仕組みで精算される。基本的に課税商品や課税対象サービスの売り手は、買い手にVATを請求する。売り手の立場からはこのVATはアウトプットVAT(仮受VAT、売上VAT)である。買い手はVATを売り主に支払わねばならず、これは買い手の立場からはインプットVAT(仮払VAT、仕入VAT)である。課税対象物品が買い手の事業に関連している範囲で、このインプットVATは買い手のアウトプットVATと相殺できる。特定の月のアウトプットVATの累計額が同じ期間のインプットVATの累計額を上回った場合、納税者は翌月末日までに、かつVAT申告期限の前に、その差額、即ち超過分を納税する義務がある。反対に、特定の月のインプットVATの累計額が同じ期間のアウトプットVATの金額を上回った場合は、納税者は、年度末なら払い戻し還付の請求をすることができ、または通常月は払い過ぎた分を翌月以降に繰り越すことができる。

輸入VATおよび自己申告VAT

輸入品にかかる「輸入VAT」と外国からのサービスフィー(技術援助サービス等)の消費や無形財産権の使用料に係わる「自己申告のVAT」は、標準的なインプット・アウトプットの仕組みの範囲で理解することができる。

非居住者である業者やサービスプロバイダーは、インドネシアの買い手/輸入者に対してVATを徴収するよう指名することができる(「Eコマースに関するVAT」の項を参照)。もし彼らが指名されず、VATを徴収できない場合、インドネシアの買い手/輸入者は、非居住者である業者またはサービス提供者のためにVATを支払わなければならない。

VAT徴収役

しかしながら、「VAT徴収役(VAT Collector)」への課税対象物品と課税対象サービスの引渡しは、標準的な仕組みの例外である。現在、VAT徴収役は、国庫(State Treasury)、国营企業(BUMN)とその一部の子会社、石油・ガスセクターのPSC会社、特定の特別IUPを保有する鉱業会社である。その名前が示すように、VAT徴収役は、課税対象物品・課税対象サービスの引渡しにかかる課税対象事業者(ベンダー、売り手)へのVATを徴収し、売り手やサービス提供者にVATを支払うのではなく、直接政府に納付することを要求されている。したがって、VAT徴収役に課税対象物品や課税対象サービスの引渡しに従事する会社は、VATの過払いになる傾向がある(VATの還付については24ページを参照)。

インプットVATの相殺

VATは月次ベースで国税総局(DGT)に申告される。特定の課税期間(月)のインプットVATは、基本的には同じ課税期間のアウトプットVATに対して相殺控除されなければならない。ただし、インプットVATをまだ費用に計上していない場合、その課税対象期間末から3ヶ月以内ならば控除による相殺ができる。

納税者が一定期間内に商業生産(VAT課税対象物品/サービスの引渡しまたは輸出)を行っていない場合、納税者は生産を行っていないとみなされ、既に計上されているインプットVATを請求することができなくなる。商業生産前の段階での一般的なカットオフは3年で、製造業は5年、国家戦略プロジェクトの事業分野は6年に延長されている。

また、VAT課税対象事業者(PKP)になる前のインプットVAT、VAT申告書に記載がなく税務調査で発覚したインプットVAT、税務調査で徴収したインプットVATなど、特定の状況下では、インプットVATが控除される場合がある。

VATインボイスが「有効」である(適切に作成されている)ことは、インプットVATを相殺控除に使用するために特に重要である。一般的にVATインボイスには、以下の最低限の情報が記載されている必要がある。

- a. 課税対象物品・サービス提供者の氏名(社名)、住所、納税者番号

- b. 物品・サービス購入者の氏名(社名)、住所、身分証明書番号
- c. 物品・サービスの種類、数量、販売価格か補償、(該当する場合は)割引額
- d. VAT徴収額
- e. 高級品売上税(LST)の徴収額(対象となる場合)
- f. 請求書のコード番号、連番、発行日付
- g. 請求書に署名する権限を有する管理者の氏名、および署名

この上記の最低限の情報記載の要求を満たしていないと、インプットVATインボイスは、相殺控除に使うことができない。VAT課税対象事業者(PKP)は電子フォーマット(electronic Faktur Pajak、e-FP)でのVATインボイスの作成が要求される。特に小売業のVAT課税対象事業者(PKP)の場合、bおよびgの要件は不要である。

VATインボイスは以下の時点で発行されなければならない。

- a. 課税対象物品や課税対象サービスが引渡された時点
- b. 課税対象物品や課税対象サービスの引渡し前に支払いが受領された場合は、支払が受領された時点
- c. 作業段階で部分的引渡しがある場合、契約条件に基づく支払が受領された時点
- d. 財務省規則で規定されるような場合、その規定される時点

VATの還付

還付申請は会計年度末に行うことができる。国税総局(DGT)は、要件を完備した還付申請を受領した後、税務調査を行い、12ヶ月以内にVAT還付申請に決定を下さなければならない。もし12ヶ月以内に決定が出ない場合は法律により還付申請は承認されたとみなされる。

VAT還付のための関連証拠資料は申請日から1ヶ月以内に国税総局(DGT)に提出されなければならない。1ヶ月を過ぎて国税総局(DGT)に提出された全ての書類については、国税総局(DGT)はVAT還付の計算において無視することが許される。

特定の納税者は、VATの早期還付を申請することができる(早期税金還付については40ページを参照)。

Eコマースに関するVAT

インドネシアのVATは、電子システムを通じて海外からインドネシアの顧客に提供される特定の無形資産およびサービスの利用に対して課税される。

外国の売手、外国のサービス提供者または外国のEコマースマーケットプレイスおよび国内Eコマースマーケットプレイスは、そのインドネシア国内の活動が下記のいずれかの基準値を満たす場合、VAT徴収者として指定される。

- インドネシア国内の顧客との取引価額が年間で6億ルピアを超える、若しくは月間で5,000万ルピアを超える、または
- インドネシアからのEコマースプラットフォームへのアクセスが年間で12,000ユーザーを超える、若しくは月間で1,000ユーザーを超える

指定されたVAT徴収者は、顧客から徴収したVATを納付し、DGTが提供する指定電子納税申告システムを通じて報告書を提出しなければならない。

戦略商品・サービスのVAT

戦略商品・サービスとして指定された課税商品・サービスの納入および/または輸入・使用は、免税または不徴収という形でVATの優遇措置を受けることができる。

戦略商品・サービスの指定は、VAT 法に規定された限定的な範囲に基づく政府規則を通して行われる。以下の範囲一覧は、2022年4月1日時点の規則である。2022年3月31日までの規則については、税務ポケットブック2021を参照。

VATの優遇措置は、以下の目的のために限定されている。

- a. 国家的優先事項である輸出と産業界の川下化を促進すること
- b. 二国間貿易・投資協定、国際条約、その他の国際的な慣習の可能性に対応すること
- c. 国家予防接種プログラムの枠組みにおけるワクチンの調達を通じて、公衆衛生の向上を奨励すること
- d. 一般教科書、聖書、宗教教科書を比較的手頃な価格で国民に提供できるよう支援することにより、国民の教育と知性を向上させること
- e. 礼拝所の建設の奨励
- f. 補助金および/または外国貸付金で賄われる政府プロジェクトの実施を保証すること
- g. 輸入関税が免除される特定の課税貨物の輸入における国際税関への対応
- h. 国の自然災害や非自然災害に対応するために必要な課税対象商品・サービスの利用を支援すること
- i. 他の適切な交通手段が利用できず、利用可能な交通施設と移動しなければならない物および人の量との比率が非常に高い特定の地域において、物および人の流れの円滑な移動を促進するための航空公共交通機関の利用可能性を確保すること。および/または
- j. 国家発展のための特定の戦略的な商品とサービスの利用可能性を支援することで、以下を含む：
 1. 国民的ニーズの高い生活必需品
 2. 特定の医療保健サービスおよび国民健康保険制度内のもの
 3. 非営利の社会サービス
 4. 金融サービス
 5. 保険サービス
 6. 教育サービス
 7. 陸上および水上の公共交通機関並びに外国交通機関と一体となった国内航空運送事業
 8. 労働サービス

高級品売上税

VAT以外に、特定の課税製造物品の供給と輸入には高級品売上税 (Luxury-goods Sales Tax、LST、奢侈品販売税ともいう) が課税される。特定の物品にはLSTは一度だけ課税される、即ち、その物品の輸入時、または居住者の製造業者によって他の企業に物品を供給した時のどちらかに課税される。

LSTはVATと一緒に月次で申告される。物品の輸入業者または製造業者はLSTを支払う責任がある。

LSTの表示税率の要約は下記の通りである。要約に含まれる特定の品目は、それが常に LST が課税されることを意味するものではないことに留意する必要がある。特定の品目にLSTが課税されるかどうかは、容量、サイズや価格等の要素により決定される。

特定の品目にLSTが課税されるかどうか、またそのLSTの税率を確認するためは、関連するHSコード (Harmonised System Code) に照らして関税率表 (Customs Book) を参照する必要がある。

VATおよびLSTの法律では、LSTは最高200%まで課税可能であるが、現在LSTの税率は10%から95%である。

課税対象品

グループ	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	10	12	15	20	25	30	40	50	60	70	75	95
高級住宅・アパートメント、コンドミニアム、タウンハウス等				●								
気球、飛行船、およびその他の動力を持たない航空機							●					
ショットガンおよびその他の弾薬、並びに銃火器およびその他の武器類 (政府用を除く)							●	●				
航空機 (政府用または商業用を除く)								●				
高級クルーザー (公用および公共用を除く) 並びにツーリズム用ヨット											●	
自動車	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●

炭 素 税

炭素税は、環境に悪影響を与える炭素の排出量に課税されるものである。炭素税の対象は、炭素を含む商品を購入したり、一定期間内に一定量の炭素を排出する活動を行う個人または企業である。

炭素税の税率は、少なくとも国内の炭素市場における炭素価格(1キロ- CO_{2e}あたり)でなければならない。ただし、税率は1キロCO_{2e}当たり30ルピアを下回ってはならない。炭素税は、炭素を含む商品の購入時、炭素を排出する活動を行った各暦年の末日、またはその他の指定されたタイミングに納付される。炭素税の導入は市場の準備状況に応じて段階的に行われ、最も早い段階では石炭火力発電事業者に対して2022年4月1日から導入される予定である。

環境分野の法令に基づき、炭素排出の取引やオフセット、その他の仕組みに参加する納税者は、炭素税の義務を果たすために、炭素税の減免やその他の税務上の恩恵を受けることができる。

関税および物品税

輸入関税

輸入関税は一般的に、輸入物品の関税評価額の0%～150%の率で徴収される。関税評価額は、コスト、保険および運賃費用(CIF)に基づき計算される。

分類	物品例	税率 (%)
自動車	乗用車および商用車	5～50
自動車部品	コンプリート・ノックダウン生産方式によらない部品	0～7.5
	部品ごと	0～10
船舶	船、ボートと浮体構造物	0～5
航空機	気球、ヘリコプター、飛行機、パラシュートおよび航空機発射装置	0
電化製品	カメラ、冷蔵庫、携帯電話、その他電化製品	0～15
繊維、繊維製品およびアクセサリー	バッグ、はきもの類、ハーネス、アパレルおよび装身具等	5～35
飲料、エチルアルコールおよびアルコール飲料	エチルアルコール、ジュース、ビール、ワイン、蒸留酒類およびその他飲料	5～150 もしくは14,000 ルピア/リットル
精油および樹脂	芳香性物質	5～150
農産物	動物・植物性製品	0～30
家具	ベッド、マットレス、ランプおよび照明器具、並びにその他の家具	5～20
玩具	玩具、ゲームおよびスポーツ用品、並びにその付属品	5～20
プラスチック	プラスチックおよびプラスチック製品	0～25
ゴム	ゴムおよびゴム製品	0～15
木材	木材および木材製品	0～25
鉄鋼	鉄鋼および鉄鋼製品	0～20
その他	化学薬品、医薬品、ソフトウェア、美術品、兵器および弾薬、並びに楽器およびその他	0～40

インドネシア政府は貿易自由化政策の一環として、輸入関税の引下げを段階的に実行している。ただし、安全保障、社会、および文化的な観点から、特定の産業および物品を保護するために引き続き高い輸入関税率が適用される。

通常の入関税率に加えて、アンチダンピング、セーフガード、補償および報復的輸入関税率等、複数の追加税率が設けられている。

アセアン諸国における関税率

アセアン諸国間で原産地基準(即ち、原産地にて完全調達されるか否か)を満たし、加盟国間で直接輸送される輸入品について一定の軽減税率が適用される。インドネシア政府は2010年1月1日以降、アセアン物品貿易協定(ASEAN Trade In Goods Agreement、ATIGA)を締結している。

この制度は、ほとんどの物品の入関税を0%にすることで、アセアン域内の取引を活発化させることを意図したものである。

優遇関税率に関する協定

インドネシアは他国と以下のような優遇関税率に関する協定を締結している。

- a. アセアン・オーストラリア・ニュージーランド自由貿易協定
- b. アセアン・中国自由貿易協定
- c. アセアン・香港、中国自由貿易協定
- d. アセアン・インド自由貿易協定
- e. アセアン・韓国自由貿易協定
- f. アセアン・日本包括的経済連携協定
- g. インドネシア・オーストラリア包括的経済連携協定
- h. インドネシア・チリ包括的経済連携協定
- i. インドネシア・欧州自由貿易連合包括的経済連携協定
- j. インドネシア・日本経済連携協定
- k. インドネシア・パキスタン特惠貿易協定
- l. インドネシア政府およびパレスチナ暫定自治政府間におけるパレスチナ暫定自治区からの特定物品に関する貿易円滑化に関する覚書

輸入関税の減免・猶予措置

インドネシア政府は、現地産業および輸出産業発展のため、国内外投資家に対し輸入関税減免および/または繰延優遇措置を提供している。このような優遇措置は、通常、VATや所得税のような他の税制優遇措置と組み合わされている(関連する優遇措置については31～35ページを参照)。研究開発活動に関連する物品を輸入する特定の事業者も輸入関税および/または物品税免除の適用を認められる。

輸出関税

輸出関税は、関税評価額の特定のパーセンテージに基づき計算されるか、もしくは特定の通貨での料率または数量に特別に基いて計算される。関税評価額は、商業大臣が定める基準価格に従って、関税総局長が決定する。

分類	物品例	課税率・課税基準
皮革と木材	特定の毛皮動物から作られた皮革、ベニア板、ウッドチップ、加工木材	2%～25%
ココア豆		0%～15%
パームフルーツ、パーム原油(CPO)と関連製品	フレッシュ・フルーツ・パー、CPO、パーム・カーネル原油(CPKO)、硬化CPO/CPKO、パーム・オイル 脂肪酸(PFAD)、バイオディーゼル	0～262 米ドル/メトリクトン
精製鉱物製品	特定鉱物	0%～5%*
特定鉱物製品	特定のニッケルおよびボーキサイト	10%

* 輸出関税の税率は、精錬施設の建設進行度により異なる。

物品税

物品税は、社会への悪影響を及ぼす可能性があるため、供給や消費が管理される必要のある一定の物品に課せられる。現在、物品税が課せられる物品は、アルコール製品とタバコ製品である。

分類	課税率
エチルアルコール	20,000ルピア/リットル
アルコール飲料	15,000ルピア/リットル～ 139,000ルピア/リットル
濃縮エチルアルコール	1,000ルピア/グラム
タバコ製品	10～110,000ルピア/本、グラム、またはミリリットル(特定タバコ製品に限る)

税制優遇措置

このセクションではインドネシアにおける主な税制優遇措置の概要を述べる。税制優遇措置の適用状況は、個別の案件に応じて異なる場合がある。適用要件および適用手続の詳細は該当する規制を参照のこと。

所得税優遇措置

タックス・ホリデー

納税者の投資額に応じて、その商業生産開始から5年から20年の期間において、財務省は法人所得税の50%または100%の免除優遇措置を認める場合がある。法人所得税軽減が認められた期間以降の2会計期間については、納税者はその投資額に応じて、法人所得税の25%もしくは50%の軽減が適用される。

この税制優遇措置は、広範囲に活動し、付加価値と高度な外部性を提供し、新技術を導入し、国家経済に戦略的価値をもたらす先端産業の企業を対象に実施される。現在、この優遇措置は規則にて列挙される特定の事業分野のインドネシア標準産業分類 (Klasifikasi Baku Lapangan Usaha, KBLI) に該当する事業セクターについて利用が可能である。当該リストに明記されない事業セクターについては、自己評価による定量的なスコアリングシステムを通じてタックス・ホリデー適用を申請することができる。

一般的に、申請書はオンライン・シングル・サブミッション (OSS) システムを通じて提出され、当該システム上で申請の適否が検証され、申請内容が財務省に転送される。最新の規則では、財務省へのタックス・ホリデー適用申請は、2024年10月8日まで受け付けている。

税制優遇措置

特定の指定産業や指定地域に投資する株式会社 (Perseroan Terbatas, PT) に対し、財務省は以下の税制優遇措置を実施する場合がある。

- 投資した資産を6年間譲渡しないことを条件に、投資総額の30%相当額 (6年間にわたり年5%ずつ) 迄の純利益の減額
- 加速償却および/または償却控除
- 欠損金の繰越期間を10年間迄延長
- 非居住者への支払配当に対する源泉税を10%に軽減 (もしくは租税条約の税率が低い方)

上記優遇措置を享受するためには、申請者は以下のいずれかの基準を満たさなければならない

- 高額な投資額または輸出目的の投資
- 高い労働力利用度、または
- 高い現地調達率

財務省による当該優遇措置の承認を得るためには、一般的にOSSシステムを通じて申請書を提出しなければならない。

特別控除優遇措置

以下の特定産業を対象に特別控除優遇措置が適用される:

- 労働集約型産業: 有形固定資産 (主たる事業の用に供する土地を含む) の形態で投資された価額の60%を上限として純利益から控除 (特定期間にわたり均等に配分)
- 特定技能における人材開発・養成: 当該活動に費やした価額の200%を上限として利益総額から控除
- インドネシア国内における特定のR&D (研究開発) 活動: 当該活動に費やした価額の300%を上限として利益総額から控除

上場会社に対する減税措置

次の条件を満たす上場会社に対し、3%の法人所得税引き下げが認められている。

- a. 会社の払込済株式の最低40%以上がインドネシア証券取引所 (IDX) に上場されていること。ただし、特定の関連当事者が保有する持分および自己株式はこの目的には算入されない。
- b. 300人以上の一般株主に保有され、各株主の持ち株比率は5%未満であること。

上記の2条件が、同一税務年度を通じて少なくとも183日間維持されなければいけない。特定の年度においてこれらの条件を1つでも満たさない場合、その年度には優遇措置は適用されない。

税務に影響しない合併 (Tax-neutral mergers)

事業合併、買収、事業結合や事業分割での資産の譲渡は、通常、市場価格でなされなければならない。そのような事業再編から結果として生じた利益は課税対象となり、損失は所得の控除として申告することができる。

他方で、国税総局 (DGT) の承認に基づいて、資産を帳簿価格で譲渡する形で、税務上の中立 (Neutral) の合併、事業結合または買収を行うことができる。この国税総局 (DGT) の承認を取得するためには、当該合併、事業結合または買収の計画は、事業目的テストに合格しなければならない。税務対策を目的としたものは禁止され、合併される会社の税務上の損失は存続会社に引き継ぐことは許されない場合がある。

同様に、国税総局承認を条件として、同様の優遇措置は事業分割にも適用できる。新規株式公開 (IPO) の登録は、この種の取引に要求される。

中小企業等に投資するベンチャーキャピタル企業を対象とする税制優遇措置

株式が非上場の (インドネシアにおける証券取引所にて取引されていない) 零細企業または中小企業に出資するベンチャーキャピタル企業 (VCC) が受け取る配当は、特定の条件を満たす場合、非課税である。

支店利益の再投資

恒久的施設 (PE) が、インドネシアでの税引後利益を同年度または翌年度までに特定の投資対象に対し特定期間内に再投資した場合は、これら利益に課せられる支店利益税 (Branch Profit Tax) は免除される。

高級品売上税 (奢侈品販売税、LST) 優遇措置

自動車に対するLSTインセンティブ

LST優遇措置は、「グリーン」自動車を対象にLST課税標準の軽減の形態 (現行ではLST課税標準0%から93^{1/3}%まで) で適用され、これにより特定の自動車について実質的に適用LST税率が軽減されるもしくはLSTが非課税になる。

特別プロジェクトおよび特区に係る優遇措置

外国借款および外国からの資金援助を受けた政府プロジェクト

外国借款、もしくは外国援助により資金調達された政府プロジェクトでは、関連する事業から稼得した収益に関して特別の税務処理が適用される場合がある。認定されるプロジェクトは、基本的にプロジェクト合意書 (Drafted Isian Proyek, DIP) もしくはその他同様の書類で明記される。

元請の建設業者、コンサルタントおよびサプライヤーは、外国援助もしくは外国借款によるプロジェクトに関して、その所得税債務は政府により負担される。この優遇措置は、二次レベルの建設業者、コンサルタントおよびサプライヤーには適用されない。

上記以外に、元請の建設業者、コンサルタントおよびサプライヤーは、外国援助もしくは外国借款の政府プロジェクトに関する物品の輸入や外国からの課税対象サービスもしくは海外の無形財産権の使用に関して、次の税制優遇措置も享受できる。

- a. 輸入関税 (Import Duty) の免除
- b. 付加価値税 (VAT) および高級品売上税 (LST) の不徴収
- c. 輸入にかかる第22条所得税の不徴収

認定されたプロジェクトの一部分のみが外国借款もしくは外国援助で資金調達されている場合、税制優遇措置は外国借款もしくは外国援助の金額に比例配分して決定される。

官民連携 / PPP (Kerjasama Pemerintah dengan Badan Usaha)

この優遇措置は、インフラおよび社会サービスの提供の観点から、政府と事業者の連携を向上、促進することを目的としている。申請は、連携プロジェクトの責任を負う機関が行い、財務省によって認可される。

総合経済発展地区

総合経済発展地区 (Kawasan Pengembangan Ekonomi Terpadu, KAPET) で事業を行う会社は、所得税優遇措置下におけるインバウンド投資インセンティブに類似する税務優遇措置を享受できる場合がある。KAPETの指定は、特定の大統領令により規定される。

上記の優遇措置に加えて、KAPET内の保税地区 (Pengusaha Di Kawasan Berikat, PDKB) における事業者は、次のような税制優遇措置を利用できる場合がある。

- a. 特定物品の輸入にかかるVATおよびLSTの不徴収
- b. 特定物品の輸入にかかる第22条所得税の免除
- c. 資本財および設備、並びに加工用の物品および材料にかかる輸入関税徴収の延期
- d. 特定物品の国内調達にかかるVATおよびLSTの不徴収

保税蔵置エリア (Bonded Stockpiling Area)

現行規定では、保税蔵置エリア (Tempat Penimbunan Berikat) は以下の項目から構成される。

- a. 保税地区
- b. 保税倉庫
- c. 保税展示場
- d. 免税店
- e. 保税競売場
- f. 保税リサイクルエリア
- g. 保税物流センター

以下のセクションでは、3つの重要なエリアについて概要を述べる。

上記エリア内で利用できる税制優遇措置は以下の通りである。

- a. 特定物品の輸入にかかるVATおよびLSTの不徴収
- b. 特定物品の輸入にかかる第22条所得税の不徴収
- c. 特定物品にかかる輸入関税徴収の延期
- d. 特定物品の輸入にかかる物品税の免除
- e. 特定物品の国内調達にかかるVATおよびLSTの不徴収

保税地区 (Bonded Zone)

保税地区 (Kawasan Berikat, KB) は、輸出向けの最終製品を生産する企業、および輸入代替品製造会社、川下産業を支援する製造会社、並びに航空機、造船、鉄道および国防・安全保障産業等の特定産業に関わる製造会社のための優遇措置である。一方で、前年の輸出実績金額および/または他の保税地区/自由貿易区/経済特区への販売金額の50%を限度に国内販売することができる。

保稅倉庫(Bonded Warehouse)

保稅倉庫(Gudang Berikat)は輸入品を保管することを目的とした優遇措置で、一定期間以内にリリースされる特定の輸入品を一つもしくは複数の単純な活動による加工をすることができる。

保稅物流センター(Bonded Logistic Center)

保稅物流センター(Pusat Logistik Berikat)の優遇措置は保稅倉庫と類似するが、保稅物流センターはインドネシア関稅地域(Indonesia Customs Area)外からの輸入品、および/またはインドネシア関稅地域内の他の場所からの物品を保管することを目的とし、物資が保稅物流センターに搬入されてから3年以内に一つもしくは複数の単純な活動による加工をすることができる。

自由貿易地区(Free Trade Zone)

自由貿易地区(Kawasan Perdagangan Bebas dan Pelabuhan BebasまたはFTZ)に入る物品、および自由貿易地区内の会社間で引渡される物品は、税制優遇措置の対象となる場合がある。FTZに指定される地域は個別の大統領令により規定される。

自由貿易地区における納稅者は、以下の税制優遇措置の適用資格を有する。

- a. 特定物品の輸入にかかるVATおよびLSTの免除
- b. 特定物品の輸入にかかる第22条所得稅の不徵收
- c. 特定物品にかかる輸入關稅の免除
- d. 特定物品の輸入にかかる物品稅の免除
- e. 特定物品の国内調達にかかるVATおよびLSTの不徵收
- f. 無形財および課稅対象サービスの取引にかかるVATの免除(その他のインドネシア關稅地域および保稅蔵置エリアまたは經濟特區の企業に提供された分を除く)

經濟特區

經濟特區(Kawasan Ekonomi Khusus、KEK)で事業を営む納稅者は税制優遇措置を適用できる場合がある。經濟特區で営む事業は、各經濟特區を対象にそれぞれ規定される主要活動を網羅しなければならない。經濟特區に指定される地域は、個別の政府規則にて規定される。

タックスホリデーは、KEKで主要事業を営む納稅者に対し認められる場合がある。法人所得稅に対して認められる可能性のあるタックスホリデーの適用期間は、投資額に応じて、商業生産の開始から10~20年である。タックスホリデーが認可された期間以降において、納稅者には法人所得稅の50%の輕減または次の2會計年度を対象とした法人所得稅の納稅延長が認められる。

当該の法人所得稅輕減措置の適用申請が却下された納稅者、および經濟特區においてその他活動に従事する納稅者は、所得稅優遇措置の下の類似のKEK關連の優遇措置の適用を申請することができる(關連する優遇措置については31ページを参照)。

上記の所得稅優遇措置に加えて、經濟特區における納稅者は以下の優遇措置の適用資格を有する:

- a. 特定物品の輸入にかかるVATとLSTの免除
- b. 特定物品の輸入にかかる第22条所得稅の不徵收
- c. 工事および開發段階における特定物品にかかる輸入關稅の免除
- d. 生産段階における特定事業体の輸入關稅の徵收延期
- e. 稅關エリアの外からの課稅対象物品および/または無形課稅対象物品の利用にかかるVATの不徵收
- f. 物品稅非課稅の物品の製造に使用される特定物品にかかる物品稅の免除
- g. 特定物品およびサービスの国内購買にかかるVATおよび/またはLSTの不徵收
- h. 經濟特區企業内部若しくは当該企業間の特定取引にかかるVATおよび/またはLSTの不徵收
- i. 特定の土地および建物の取引にかかる所得稅の不徵收
- j. ツーリズムKEKにおける特定取引に関する特別稅務處理の適用、および/または

- k. 地方税の50%から最大100%の軽減

工業地区(Industrial Zone)

工業地区(Kawasan Industri, KI)の決定と許認可は政府の承認を必要とする。適用可能な税制優遇措置は、工業地区における工業開発地域(Wilayah Pengembangan Industri, WPI)の種類により異なる。

- a. 先進工業開発地域(WPI Maju(以下、「WPIM」))
- b. 発展途上工業開発地域(WPI Berkembang(以下、「WPIB」))
- c. ポテンシャルⅠ工業開発地域(WPI Potensial I(以下、「WPIP I」))
- d. ポテンシャルⅡ工業開発地域(WPI Potensial II(以下、「WPIP II」))

以下は工業開発地域の種類別に適用可能な税制優遇措置である。

税制優遇措置	WPIM*	WPIB	WPIP I	WPIP II
商業生産開始から5～15年の間に納税義務の生じる法人所得税の10～100%の減税	✓	-	-	✓
所得税優遇措置下の類似する所得税軽減措置	✓	✓	✓	-
付加価値税課税対象物品の製造に直接使用される機械設備(スペアパーツを除く)の輸入/購入にかかる付加価値税の免除	✓	✓	✓	✓
製品の製造/サービスの提供に使用される機械または原材料にかかる輸入関税の免除**	✓	✓	✓	✓

* WPIMでは、法人減税措置または税制優遇措置のいずれかを選択できる場合がある。

** 輸入関税免除の適用期間は、工業開発地域の種類および各納税者の事業の段階(例えば、建設段階、創業準備段階)により異なる。

BKPMマスターリスト優遇措置

BKPMは機械類および原材料の輸入に関するマスターリスト発行を通じて輸入関税免除措置を提供する場合がある。輸入業者は、国税総局(DGT)の承認を得ることで、VAT、LSTおよび/または第22条所得税の免除を受けることができる。

輸出を対象とした免税および還付制度

製品の製造においてその全量が輸出対象である生産行為には、輸入簡易化制度(Kemudahan Impor Tujuan Ekspor, KITE)が適用され、以下の優遇措置が利用できる。

KITE免税制度(KITE Exemption)

この免除制度は、ほとんどの原材料およびサンプル品について、それに基づく完成品が輸出されることを条件に、輸入関税を納付することなく、輸入することができる制度である。このような輸入ではVATおよび/またはLSTは徴収されない。

また、中小企業に対しては、さらに優遇措置があり、運用要件もそれほど厳しくはない。原材料だけでなく、サンプル品および機械設備の輸入にも、輸入関税の免除、並びにVATおよび/またはLSTの不徴収が適用できる。

KITE税還付制度(KITE Drawback)

この払戻し制度は、その後輸出される完成品の一部をなす輸入原材料の輸入時に支払われた輸入関税について、払戻し請求することを認める制度である。

土 地 ・ 建 物 (不 動 産)

土地・建物(不動産)税

土地・建物税(Pajak Bumi dan Bangunan、PBB)は、不動産税であり、免除されていない限り、すべての土地、または建物、もしくはその両方に課される。土地・建物税は地方税の一部であり、中央政府と地方政府の間の財政関係法(Hubungan Keuangan antara Pemerintah Pusat dan Pemerintahan Daerah、HKPD)に基づき、各地方政府がその領域における土地・建物税を規制するための規則(Peraturan Daerah、PERDA)を発行する必要がある。

中央政府と地方政府の間の財政関係法によって規定される土地・建物税は、別個の規則により規定される以下の産業を除く、すべての土地と建物を対象とする。

- a. 林業
- b. プランテーション業
- c. 鉱業
- d. 地方管轄地域外の国の管轄する水域に位置するその他の産業

中央政府と地方政府の間の財政関係法で土地・建物税が課せられない土地・建物が記載される「ネガティブリスト(土地・建物税の免除リスト)」に含まれるものは以下の通りである。

- a. 中央政府および地方政府が使用するもので、国有財産または地方財産として登録されているもの
- b. 宗教、社会福祉、医療、教育、文化などの分野で、利益を得ることを目的としない公益のために使用されるもの
- c. 墓地や考古学的遺跡等のために使われるもの
- d. 保護森林、自然保護地区、観光のための森林、国立公園、村落の管理下にある牧草地、その他の土地・建物税を課せられない国有地を構成するもの
- e. 大使館・領事館に使われるもの、ただし相手国がインドネシアに対して同様の措置をとることを条件とする
- f. 財務省によって決定された特定の国際組織の事務所や駐在員事務所に使われるもの
- g. 鉄道路線、大量高速輸送機関、軽量軌道交通などの用途に使用されるもの
- h. その他、地域長が定める課税対象物の一定の売却価額(Nilai Jual Objek Pajak、NJOP)に基づく居住用建物

土地・建物税(PBB)は、地方政府から発行される納税義務通知書(Surat Pemberitahuan Pajak Terhutang、SPPT)に従って毎年支払う義務がある。

納税義務者につき、「土地の権利を所有する」、「土地・建物を所有および/または管理する」、「それら土地・建物から恩恵を受けている」個人または組織が、その土地・建物の区画に関する土地・建物税の納税義務者と見なされる。

中央政府と地方政府の間の財政関係法のもとでは、土地・建物税率は最大で0.5%で、課税金額は、不動産課税評価額(NJOP)の非課税分を減額したあとのNJOPに税率(20%から100%まで)を適用して計算される。これらの変更はすべて地方政府規則(PERDA)を発行して行う必要がある。非課税分のNJOPは最低で1,000万ルピアである。納税者が1つの地域に複数の土地・建物課税対象を所有または支配している場合、非課税分のNJOPは各会計年度において1つの土地・建物課税対象にのみ付与される。

土地・建物の権利に係る譲渡税

土地・建物の権利を譲渡する場合には、譲渡する側に土地・建物の権利譲渡にかかるみなし利益に関して所得税が発生する。この税金は「譲渡総額(課税標準)」の2.5%に設定されている。しかしながら、不動産開発事業を営む納税者が行った簡易ハウスと簡易アパートメントの譲渡に関しては、税率は1%である。この税金は被譲渡人に土地・建物の権利を移転するまでに支払われなければならない。支払われる税金は全てファイナルタックスとなる。

一般的に、課税標準は、関連する土地・建物の譲渡証書および売買契約書(Perjanjian Pengikatan Jual Beli)に記載される実際の取引価額に基づく金額、または受け取るべき金額のいずれか高い方となる。ただし、政府への譲渡ではこの課税標準金額は、政府職員によって公式に関連書類に記載された金額である。政府主催のオークションの場合、譲渡総額はオークションに関連する公正証書に記載された金額である。

土地・建物の権利に係る取得税

土地・建物の権利の移転があると、基本的にその権利を受けたかまたは取得した側に、不動産取得税(Bea Pengalihan Hak atas Tanah dan Bangunan, BPHTB)が発生する。不動産取得税(BPHTB)もまた、中央政府と地方政府の間の財政関係法(HKPD)規則に規定される地方税の一つである。課税対象となる土地・建物の権利の移転には、売買取引、下取り取引、贈与、相続、会社への寄付、権利の分割、入札での買い手指名、法律の強制力を有する裁判の判決に基づく執行、事業合併、事業結合、事業拡張、賞品授与が含まれる。

不動産取得税(BPHTB)は、課税対象取得価額(Nilai Perolehan Objek Pajak, NPOP)に基づき、NPOPは、ほとんどの場合、実際の市場取引価額、もしくは対象となる土地・建物の不動産課税評価額(NJOP)のどちらか高い価額である。特定の取引での税額は、その対象となるNPOPから課税免除価額を差引いた金額に税率最大5%を適用した金額となる。課税免除価額は最低8,000万ルピアとなる範囲で各地方政府により決定され、また、土地・建物を相続によって取得した場合の免税価額は3億ルピア以上の範囲で各地方政府によって決定される。政府は、政府規定にて免除価額を変更できる。

不動産取得税(BPHTB)は、基本的に公証人が関連する土地・建物移転証書に署名した日が納税期日となる。ただし、事業合併・結合・拡張の場合は、事業合併・結合・拡張の契約書の署名日が納税期日となり、入札の場合は、権限者による入札報告書の署名日が納税期日となる。

印 紙 税

インドネシアにおける印紙税は、特定の書類に対して、名目価額が10,000ルピアに固定されている。

印紙税の課税対象となる書類には次のようなものがある。

- a. 同意書、証明書、声明書またはそれに準じる文書およびそのコピー
- b. 公証証書とそのコピーおよび抜粋
- c. 土地権利登記役人によって作成された土地の権利証書およびそのコピー
- d. 全ての形式および名義による有価証券
- e. 有価証券取引文書
- f. 競売(オークション)文書(抜粋、記録、コピーおよび控えの形式による)
- g. 500万ルピアを超える金額が記載してある書類の内、金銭の受領について記述するまたは負債の全部か一部かを問わず弁済若しくは清算の認知の記載を含むもの
- h. 裁判所において証拠として利用される書類

宗教または非商業活動のみを目的とする土地および建物の権利の譲渡に関する文書並びに政府プログラム実施に関する文書等、特定文書に対し、印紙税は課税が免除される場合がある。

納 税 お よ び 税 務 申 告

特定の期間や年の税務債務は、基本的に、指定された納税受付銀行(Bank Persepsi)を通じて国庫へ納められ、その後、納税申告書を税務署に提出して納税明細が説明される。納税者は、特定の税金につき、月次、年次、あるいは月次と年次の両方で、納税し税務申告書を提出しなければならない(税金の種類による)。納税は一般的に、電子的手段を通じて行われる。納税申告も同様に電子的手段で行うことができる。

これらの納税・税務申告の要約は以下の通りである。

月次納税・税務申告の義務

税金の種類	納税期限	申告書提出期限
1. 第21/26条所得税	翌月10日	翌月20日
2. 第23/26条所得税	翌月10日	翌月20日
3. 第25条所得税	翌月15日	翌月20日
4. 第22条所得税－税金徴収役	翌月10日	翌月20日
5. 第4条2項所得税	翌月10日	翌月20日
6. VATとLST－課税対象事業者	申告書提出前	翌月末日
7. VATとLST－VAT徴収役	税金徴収役の種類により異なる	

年次納税・税務申告の義務

税金の種類	納税期限	申告書提出期限
1. 法人所得税	事業年度末から4ヶ月目 ただし、申告書提出前	事業年度末から 4ヶ月目の末日
2. 個人所得税	暦年末から3ヶ月目の末日 ただし、申告書提出前	暦年末から 3ヶ月目の末日
3. 土地・建物税(PBB)	地方政府からの税額通知書 (SPPT)受領日から6ヶ月	N/A

上記の税金の支払遅延には、適用可能な月次財務省利率に追加分を加算したレートに基づく罰則(ペナルティー)が最大24か月分課せられる。1ヶ月以内(例えば、1日)の遅れは遅延利息計算上、1ヶ月の遅れとしてみなされる。

また申告書の提出遅延や不履行には以下の金額の罰金が課される。

申告書の種類	罰金(ルピア)
1. 月次VAT申告書	500,000
2. その他の月次申告書	100,000
3. 年次個人所得税申告書	100,000
4. 年次法人所得税申告書	1,000,000

年次所得税申告書に関して、納税者は法定の期限に加え年次申告書の提出期間を、最長2ヶ月まで延長することが許される場合がある。延長のためには法定の期日前に、法人所得税の仮計算書を添付して国税総局(DGT)に書面にて通知をしなければならない。法人所得税課税がある場合は、仮計算書をベースに延長通知の前に税金を納付しなければならない。最終確定税金計算に基づく税金額が、この仮計算額よりも多かった場合は、過少差額に対して適用可能な月次財務省利率を乗じた罰金が過少分が支払われるまでの期間につき、最大で24ヶ月間にわたり課される。

法定の期限までに税務申告書が提出されなかった場合、国税総局(DGT)は当該納税者に警告書を発行することができる。警告書は、基本的に、納税者に警告書の日付から30日以内に税務申告書を提出することを要求する。この警告書が無視された場合には、国税総局(DGT)はさらに公式な税務査定書を、査定額の50%の罰金を付加して発行することができる。

通常、法人所得税と個人所得税を除き、税金は基本的に非一元化ベースで申告書が提出される。つまり、国内に広く事業単位(支店)をもつ会社は、その支店が登録されている管轄の地方税務署に納税申告を行わなければならない。VAT申告の一元化については、22ページを参照のこと。

一般的に、特定の納税者を除き、税務申告書は主に電子書式を用いて準備されなければならない(電子申告、「e-tax return」)。納税申告は、(1)従来の方法(すなわち、申告書のハードコピーおよびソフトコピーの管轄税務署への提出)、(2)国税総局(DGT)のウェブサイトを通じた電子申告(e-filing)、(3)アプリケーション・サービス・プロバイダーを利用した申告のいずれかを通じて行うことができる。E-filing(電子申告)は特定の納税者への特定の税務項目を対象に義務化されている。

早期税金還付

下記の特定の条件を満たす納税者には、早期税金還付が認められる:

A. ゴールデン納税者(優良納税者):

1. 納税申告書を期限内に提出していること
2. いかなる税目についても未納付税金が無いこと(ただし、割賦納付の許可を事前に得ている未納税金、または税務調査済みの未納税金を除く)
3. 財務諸表が公認会計士または監査委員会により監査され、3年連続で無限定適正意見が表明されていること、および
4. 過去直近5年間に於いて、租税犯罪の有罪判決を受けていないこと

B. 還付価額の小さい納税者:

1. 年次所得税申告書にて所得税還付を申請する事業活動またはフリーランス活動の実態の無い個人
2. 事業活動またはフリーランス活動の実態の有る個人のうち、年次所得税申告書にて1億ルピアを上限として所得税還付を申請する者
3. 年次所得税申告書にて10億ルピアを上限として所得税還付を申請する法人、または
4. VAT申告書にて50億ルピアを上限としてVAT還付を申請する課税対象事業者

C. 低リスク課税対象事業者

下記のいずれかの事業活動に従事する企業は低リスク課税対象事業者であるとみなされる:

1. 輸出
2. VAT課税対象物品および/またはサービスのVAT徴収役への引渡、および/または
3. VAT課税が免除される対象物品および/またはサービスの引渡

関連する申告書にて還付の項目にチェックを入れることで、暫定還付を申請することができる。承認された還付の金額が申請した金額と異なる場合、納税者は別個の申請書を通じて再度、還付を申請することができる。ただし、納税者が再申請を希望しない場合は、関連する申告書の内容を訂正する必要がある。国税総局(DGT)は全ての申請者に対し、形式的および/または重点的な調査を行う。

暫定還付が承認された会計年度または期間において、税務署は依然として税務調査を実施することができ、調査の結果、税金の過少納付があると認定された場合は、行政制裁の対象となる。

会 計 帳 簿

税務目的での会社の会計帳簿は、税法が別途規定していない限り、一般に公正妥当と認められる会計基準(会計原則)に従って作成保持されなければならない。この点について、2018年末、財務省はインドネシア全土のインフラプロジェクトの支援を目的として、公民連携(PPP)のための会計および税務処理に関する個別の規則を公布したことに留意されたい。事業またはフリーランスの活動を行う個人は、会計帳簿を管理する必要がある。ただし、主な事業またはフリーランスの活動からの総売上高が、最終課税/源泉分離課税(Final tax)または非課税対象であり、かつ1年間で48億ルピア以下の場合、納税者は記帳のみを行う必要がある。

通常、会計帳簿は、ルピア建てで記帳され、インドネシア語で作成されてインドネシア国内に保管されなければならない。国税総局(DGT)の特別承認をとって、外資企業(Penanaman Modal Asing, PMA)、外国会社の恒久的施設(PE)、その他の外国企業の子会社、海外で上場している納税者、インドネシアの会計基準書/会計原則(Standar Akuntansi Keuangan, SAK)に従って機能通貨が米ドルで財務諸表を表示する納税者は、会計帳簿を米ドル建てで行い、英語で作成することができる。集合投資契約(collective investment contract, Kontrak Investasi Kolektif, KIK)は、米ドル建ての投資ファンドを発行するかぎり米ドル建て会計を採用する資格が与えられる。

国税総局(DGT)の承認のための申請は、米ドル建て会計年度開始の3ヶ月以上前に国税総局(DGT)に提出しなければならない。(訳注: 新規設立会社の場合は、会社設立書の署名日から3ヶ月以内に同様な申請を行い、承認を取得すれば初年度からドル建て記帳ができる。) 国税総局は1ヶ月以内に申請を決定する義務があり、1ヶ月以内に決定がなされない場合には自動的に承認されたとみなされる。

政府との生産分与契約(Production Sharing Contract, PSC)、作業契約(Contract of Work, CoW)、または採掘事業ライセンス(Izin Usaha Pertambangan, IUP)を有する企業は、国税総局(DGT)への書面で通知するだけで、米ドル建て会計と英語記帳を採用することができる。この書面通知は、米ドル建て会計年度開始の3ヶ月以上前に国税総局(DGT)に提出されなければならない。

英語以外の外国言語の使用と米ドル以外の外国通貨での記帳は認められない。使用される通貨と言語にかかわらず、会社は基本的にルピア通貨で税債務を支払い、(ただし、PSC会社を除く)、税務申告書はインドネシア語で提出しなければならない。法人所得税については、年次法人所得税申告書にてドルとルピアを併記して表示しなければならない。

米ドル会計の採用が承認された企業は、国税総局(DGT)の承認に基づきルピア会計に戻ることができる。ただし、一旦そのような承認を得た場合、企業は米ドル会計を取り消してから5年間は米ドル建て会計採用の承認を再申請することはできないことがある。

税務調査および税務査定書

インドネシアの税制は「自己申告」制度を採っており、納税者は自ら現行の税法と税務規則に従って自己の税金を計算し、納付・申告する必要がある。国税総局(DGT)は、その後、税務調査、または税法規則に従って自己申告が適切になされているかの検査を実施し、その結果に従い、税務査定書(Tax Assessment)を発行することができる。

税務調査

企業の税務調査は、特定の税務期間(税務月)または税務年度について、特定の税金または全ての税金を対象に行われる。税務調査は、対象企業の敷地内、税務署内、もしくはその両方で実施される。

税務調査を誘発する状況

早期税金還付の対象となる納税者(40ページ参照)を除き、ほとんどの税金還付請求は税務調査のきっかけとなる。国税総局(DGT)は還付請求について12ヶ月以内に決定を下す必要があるため、それに応える税務調査は基本的に、還付請求日から数週間、遅くとも数ヶ月以内に開始される。法人所得税の還付請求を行うと、通常、全ての種類の税金に対する税務調査が実施される。その他の税金の還付請求は、通常、一種類の特定の税金に対する税務調査が実施される。国税総局(DGT)は税務調査の範囲をその他の税金を含めて広げようとしている。これ以外に、国税総局(DGT)はリスク分析をもとに、税務調査の対象を選定するためのその他の基準を設定する場合がある。

また、特定の状況下において特別税務調査が実施される場合があり、一般税務調査とは異なる期間や手続に従う場合がある。

1ヶ月ルール

税務調査の対象となる納税者は、税務調査官から要求された書類と情報を要請日から1ヶ月以内に提供しなければならない。1ヶ月以内に要求された書類と情報を提出できなかった場合は、国税総局(DGT)によるみなし利益を基礎に税債務が決定されることがある。その書類と情報が1ヶ月以内に提出されない場合には、納税者は査定された税金額を後日争うためにその書類と情報を使用することができない。

最終検討会議(Closing Conference)

税務調査の終了段階に、税務調査官は納税者に税務調査の指摘事項を書面にて通知する。税務調査の指摘事項について合意できない場合、納税者は書面にて反論しなければならない。納税者は、最終検討会議(Closing Conference)において税務調査の指摘事項に関する納税者の意見を改めて主張し、関連する証拠書類を提示することができる。

税務調査での指摘事項の議論の中で依然として法的根拠をめぐる争いがある場合には、納税者は、地方税務局(Regional Tax Office)または税務調査および租税徴収総局(Directorate of Tax Audit and Collection)により任命された品質保証チーム(QAT)との討議を要求することができる。

税務調査官は、税務調査の指摘事項の通知に対する納税者の回答、品質保証チーム(QAT)との討議の結果や最終検討会議での議論を考慮し、提示された税務更正を変更する場合がある。

最終検討会議の結果は、税務調査官と納税者により署名された「最終検討会議書類」に要約される。納税者は、そこに提示された税務更正の各々の項目について、「合意する」か「合意しない」旨を記述する。最終検討会議書類で合意した税務更正項目は、その書類に基づき発行された税務査定書の納税者が支払わなければならない最小限の金額の基礎となる。

税務調査の結了

税務調査の法律上の最終書面は、主に、税務査定書 (Surat Ketetapan Pajak, Tax Assesment Letters, SKP) と税務追徴書 (Surat Tagihan Pajak, Tax Collection Letters, STP) からなり、これらは最終検討会議書類に基づいている必要がある。STPIは、通常SKPでカバーされていない課徴金を徴収する法的手段として機能する。その他の特定の状況下で、STPはまた、国税総局 (DGT) が当期中に特定の税務期間の要納税額とそれに遅延利息を課して徴収するために使われる。

税務査定書

税務査定書は、特定の税務期間または年度に対する特定の税金毎に発行され、基本的に次の項目を含んでいる。

- a. 要納税額
- b. 税金控除額
- c. 要納税額と税額控除額との間の正味残高 (過払、差引ゼロ、または支払不足)
- d. 課徴金 (遅延利息や課徴金)

税務査定書の種類

税務査定書には、要納税額と税金控除額との正味残高に応じて、次の3種類がある。

- a. 過払税務査定書 (Surat Ketetapan Pajak Lebih Bayar, SKPLB)、要納税額が税金控除額を下回る場合
- b. 支払不足税務査定書 (Surat Ketetapan Pajak Kurang Bayar, SKPKB)、要納税額が税金控除額を上回る場合
- c. 無税査定書 (Surat Ketetapan Pajak Nihil, SKPN)、要納税額が税金控除額と同額の場合

上記の支払不足税務査定書 (SKPKB) が発行される場合、適用される財務省の金利に基づく利息に加えて、最大24ヶ月の課徴金、または75%の課徴金という形で行政処罰が行われる可能性がある。どの課徴金が課されるかは、納税者が犯した不正行為の種類で決まる。課徴金の金額は基本的に、支払不足額に料率を掛けて決定される。特にVATの課税額査定において、複数の行政制裁の適用に起因して罰金が課せられる場合、国税総局 (DGT) は価額が最も高い制裁のみを適用する。

税務査定書の支払

税務査定書に基づく追徴納税額は当該税務査定書の発行日から1ヶ月以内に支払われなければならない。納税者が追徴納税額を支払わず、異議申立てに進まない場合は、追徴納税額は、物品の差押令状を使って回収される。

税務時効

国税総局 (DGT) は、税債務の発生時、税務期間 (月) もしくは課税年度 (その一部) の終了時から、5年以内に、支払不足税務査定書 (SKPKB) を発行できる。

特定の月次や年次の特定の税金に対して税務査定書が一旦発行されても、税務申告書および/または税務調査の中で適切に開示されなかった新しい資料や一定の情報が見つかった範囲内で、5年以内に追加の税務査定書が発行される場合がある。追加支払不足税務査定書 (Surat Ketetapan Pajak Kurang Bayar Tambahan, SKPKBT) の発行により、要納税額に100%の課徴金が追加される。しかしながら、国税総局 (DGT) が税務調査を行いSKPKBTを

発行する前に納税者の自発的な開示にもとづきSKPKBTが発行される場合は、この追徴を回避できる場合がある。

5年以内に税務査定書が発行されない場合には、税務申告書で報告された納税額は確定とみなされる。しかしながら、SKPKBは、税務上の犯罪行為に及ぶ納税者に対し、期限到来以降も、5年を超えて発行される。

差 押 令 状 お よ び 税 金 徴 収

法律上の税務更正書が所定の期日迄に支払われなかった場合、国税総局(DGT)は法律により納税者に差押令状(Distress Warrant)を発行することが許される。この対象となる証書には以下の書類が含まれる。

- a. 税務追徴書(STP)
- b. 支払不足税務査定書(SKPKB)
- c. 追加支払不足税務査定書(SKPKBT)
- d. 税務異議申立決定書(納税者に追加納税を要求するもの)
- e. 税務裁判決定(判決)(納税者に追加納税を要求するもの)
- f. 訂正決定書(Correction Decision Letters)(納税者に追加納税を要求するもの)

これらに関連する納税者は、税務追徴書に記載される税金支払不足を、証書の日付から1ヶ月以内に支払うことが要求される。支払遅延に対しては適用可能な月次の財務省利率による遅延利息が期限を最大24ヶ月間として課せられる。

現行の国税通則法の下では、特定の税務査定書に関して異議申立、もしくは次の段階の控訴に進んだ場合は、納税者は税務調査の最終検討会議で合意した金額だけを、最低限支払う義務がある。

最終検討会議の中で合意しなかった税務査定書の残りの部分は、異議申立において国税総局(DGT)が納税者にその却下の決定を下した後か、もしくは控訴での税務裁判において納税者が敗訴した後にのみ支払い義務がでてくる。

税金支払不足が猶予期間内に支払われない場合、国税総局(DGT)は、差押え(Distress Warrant)の実行手順として、以下の手続きをとることができる。

- a. 未納税金が期限後の7日以内に支払われない場合、警告書(Warning Letter (Surat Teguran))が発行される。
- b. 未納税金が警告書の日付から21日以内に支払われない場合は、差押令状(Distress Warrant (Surat Paksa))が発行される。
- c. 未納税金がその差押令状の発行から48時間以内に支払われない場合は、押収命令(Confiscation Order (Surat Sita))が発行される。
- d. 未納税金が押収命令の発行から14日以内に支払われない場合は、差押資産に関して、入札告知が公示される。
- e. 未納税金が入札告知から14日以内に支払われない場合は、公開入札が執行される。

税務紛争およびその解決

納税者と国税総局(DGT)との間の税務紛争は、一般的に、納税者が納得できない税務査定書(SKPKB)が国税総局(DGT)から発行されたことにより起こる。支払不足税務査定書(SKPKB)、追加支払不足税務査定書(SKPKBT)、税務追徴書(STP)は、法律上の税金徴収証書を構成し、これらに基づき、納税者が期日までに追徴税金を支払わなかった場合、国税総局(DGT)は差押令状を発行することができる。

税務紛争を解決するために利用される方法は、以下の通りである。

異議申立(Objections)

税務査定書に不服がある場合、納税者は、その発行日から3ヶ月以内に、国税総局(DGT)に対して異議申立(Keberatan)をすることができる。異議申立書には、納税者の計算に従った要納税額を記載し、国税総局(DGT)の税務査定書に同意しない理由を明らかにしなければならない。

国税総局(DGT)は、異議申立を受領した日から12ヶ月以内に決定を下す義務があり、12ヶ月以内に決定が下されなかった場合、納税者側の申立が自動的に国税総局(DGT)によって認められたものとみなされる。

異議申立が国税総局(DGT)により却下された場合に、未払税金には30%の追加課徴金が課される。しかしながら、未払税金と追加課徴金は、納税者が異議申立の決定に対して税務裁判所に控訴した場合は支払う必要はない。

第三者に徴収された源泉税に関する異議申立も、納税者から国税総局(DGT)に対して提出される。異議申立の提出期限や国税総局(DGT)の決定に関する期限は源泉税についても同じである。

控訴(Appeals)

納税者が国税総局(DGT)の異議申立の審査決定を受諾しない場合、納税者は 国税総局(DGT)の異議申立の審査決定の受領日から3ヶ月以内に税務裁判所に控訴(Banding)できる。国税総局(DGT)の異議申立の審査決定で要納税額の支払が要求される場合は、控訴を提出する前に少なくともその要納税額の50%を支払わなければならない。

税務裁判所は、基本的に12ヶ月以内に訴えに対し判決を下さなければならない。税務裁判所の判決で言い渡された支払不足税金額は60%の課徴金が課される。

税務紛争の解決のためのその他の方法

納税者の要求に従って、またはその公的な立場から、国税総局(DGT)は税務査定書(SKPKB)、税務追徴書(STP)またはそれらの書状に基づき発行された派生的決定書を修正もしくは取り消すことが許されている。派生的決定書には、以下のものが含まれる。

- a. 異議申立の審査決定書
- b. 罰金の減額もしくは取消決定書
- c. 税務査定書の減額もしくは取消決定書
- d. 過払税金の早期還付決定書

国税総局(DGT)は、その提出日の6ヶ月以内に「修正要求」に対する決定を発行しなければならない。修正要求に対する決定が6ヶ月以内に国税総局(DGT)から発行されない場合は、修正要求は国税総局(DGT)によって認められたものと自動的にみなされる。

「修正要求」に対する国税総局(DGT)の決定を(全部)受け入れない納税者は、国税総局(DGT)の決定を受領した日から30日以内に税務裁判所に訴える(Lawsuit/Gugatan)ことができる。差押令状の執行に関して、国税総局(DGT)に対する訴えを税務裁判所に起こすこともでき、この場合の訴えは執行日から14日以内に提出されなければならない。

税務裁判所は、6ヶ月以内に訴えについて判決を下さなければならない。

最高裁判所への司法審査の要求

税務裁判所の判決は、完全な法的執行力が生じる最終判決とみなされる。しかしながら、税務紛争の当事者は、以下の事実が発覚した場合に限り、税務裁判所の判決に関して最高裁判所に司法審査要請(Judicial Review Request、Peninjauan Kembali、PK)を行うことができる。

1. 税務裁判所の判決が、原告または被告側からの偽証、詐欺、偽造の証拠に基づいたものであった場合
2. 税務裁判所での控訴中に発見されていれば、その判決を左右したかもしれない重要な新事実を証明する書類が見つかった場合
3. 証言の重要な部分が理由もなく無視された場合
4. 要求されなかったものが認められた場合
5. 税務裁判所の判決が明らかに現行税法規定に準じていない場合

司法審査要請は、猶予期限内に最高裁に提出されなければならない。上記1および2の条件に合致するものはその状況が確認された時点から3ヶ月以内、また上記3、4および5の条件に合致する場合は、判決が出た時点から3ヶ月以内に最高裁判所に提出しなければならない。

最高裁判決に起因する未納税額には、60%の割増金が課される。

連 絡 先

私どもPwCの税務部門は、税務上のあらゆる問題に関して助言と支援を提供し、効率的かつ迅速に貴社の要望にお応えします。

税務に関するご質問・お問い合わせは、以下の各税務分野の専門家、またはジャパン・ビジネス・デスクにお問い合わせください。この日本語版の税務ポケットブックについてのお問い合わせは、ジャパン・ビジネス・デスクの割石、玉垣、深澤、濱田、松澤、井上、水野までご連絡ください。

税務全般 General Inquiries	Suyanti Halim Runi Tusita Sophia Rengganis Any Miami Rusydina Aulianasyah
国際税務 International Tax	Brian Arnold Gadis Nurhidayah Omar Abdulkadir Otto Sumaryoto
税務紛争解決 Dispute Resolution	Anton Manik Ali Widodo Antonius Sanyojaya Suyanti Halim Turino Suyatman Adi Poernomo Mardianto Otto Sumaryoto Soeryo Adjie Sukma Alam Surendro Supriyadi Sutrisno Ali
外国人駐在員所得税 International Assignment Service (IAS)	Brian Arnold Hisni Jesica Rita Susanto Trinyotin Lusiana Indrati
投資 Inward Investment	Adi Pratikto Irene Kurniawan Atika Tumiwa Gito Arpan Linawati Migo Merry Pakpahan Narindra Krisnamurti Shanty Irawati
買収合併 Mergers & Acquisitions	Andrias Hendrik Alexander Lukito Brian Arnold Yuliana Kurniadjaja Omar Abdulkadir

<p>移転価格 Transfer pricing</p>	<p>Ay-Tjhing Phan Peter Hohtoulas Ryuji Sugawara (菅原竜二) Amit Sharma Avinash Rao Dexter Pagayonan Hasan Chandra Kianwei Chong Andrew Tanasaleh Irene Satyanagara Novie Mulyono Raka Putra Anthony Norman Christina Tjoa Edward Putera Fresnel Papia Jesslyn Risyanto Livia Gumulja Margareth Herlina Margareth Sophia Maria Carissa Mariana Angela Paulin Debrina Tri Darsono Xena Danella</p>
<p>給与計算アウトソーシング Payroll Outsourcing</p>	<p>Adi Pratikto Djumanto Lanny Wiryanto Maria Vinisia</p>
<p>付加価値税 Indirect Taxes (VAT)</p>	<p>Abdullah Azis</p>
<p>消費財、工業製品およびサービス、テクノロジー、メディア、通信 Consumer, Industrial Products and Services & Technology, Media and Telecommunications</p>	<p>Hendra Lie Abdullah Azis Ali Widodo Andrias Hendrik Anton A Manik Ay-Tjhing Phan Brian Arnold Yuliana Kurniadjaja Gadis Nurhidayah Gerardus Mahendra Hyang Augustiana Lukman Budiman Marlina Kamal Nicholas Sugito Oki Octabiyanto Sujadi Lee Susetiyo Putranto Yessy Anggraini Ariel Raharjo Esa Perdana William Christopher Atalya Febriani Bestari Santi Buddy Kurnia Dewi Hartini Faris Nurhakim Givari Dwimarendra Jacklyn Rusli</p>

	<p>Riani Fitri Shirleen Silvi Lubis Smita Adinda Sridevi Fortuna Stevanus Wishnu Vanessa Wibisono Vina Lestari William C Yuki Wong</p>
<p>エネルギー、電力および資源 Energy, Utilities & Resources</p>	<p>Antonius Sanyojaya Alexander Lukito Suyanti Halim Tim Watson Turino Suyatman Omar Abdulkadir Otto Sumaryoto Raemon Utama Tjen She Siung Asshary Arbaa Rangga Aulia Vega Ramadhan Benedikta Cindy Gunawan Farisa Sagita Feiby Affel Jerry Jason Mierna Febriarti Raditya Halim Roni Andreas</p>
<p>金融サービス Financial Services</p>	<p>Margie Margaret Yuliana Kurniadjaja Angeline Khairul Feriyanto David Gunawan Gintar Agustinus Margareth Devina Muhammad Hafid Rainer Ivan</p>
<p>関税 Customs</p>	<p>Enna Budiman Made Natawidnyana Adi Martanto Dara Lestari Fendy Salim Irvan Ardi Rudy Putra</p>
<p>政府および公共サービス Government and Public Services</p>	<p>Alexander Lukito Adi Pratikto Hendra Lie Suyanti Halim</p>
<p>チャイナ・ビジネス・デスク</p>	<p>Toto Harsono Ding Tian</p>
<p>コリア・ビジネス・デスク</p>	<p>Lok Budiarto Taehun Jung</p>

ジャパン・ビジネス・デスク	Shunsuke Wariishi	割石俊介 shunsuke.wariishi@pwc.com
	Ryuji Sugawara (TP)	菅原竜二(移転価格税制担当) ryuji.sugawara@pwc.com
	Kenichi Tamagaki	玉垣謙一 kenichi.t.tamagaki@pwc.com
	Naoto Fukazawa	深澤直人 naoto.fukazawa@pwc.com
	Koichi Hamada	濱田孝一 koichi.h.hamada@pwc.com
	Tomoyuki Matsuzawa	松澤智之 tomoyuki.m.matsuzawa@pwc.com
	Yuki Inoue	井上由貴 yuki.i.inoue@pwc.com
	Naoki Mizuno	水野直樹 naoki.m.mizuno@pwc.com

PT プリマ・ワハナ・チャラカ / プライスウォーターハウスコーパス

WTC 3
 Jl. Jend. Sudirman Kav. 29-31
 Jakarta 12920 - Indonesia
 Telp: +62 21 5099 2901 / 3119 2901
 Fax: +62 21 5290 5555 / 5290 5050
 Email: id_contactus@pwc.com

A Summary of Indonesian Tax

The information in this booklet sets out tax law and practice as of 31 December 2021.

This booklet is intended to provide a general guide and is not aimed to provide a comprehensive understanding of Indonesia's prevailing tax system. Readers should not act on the basis of this publication without seeking formal professional advice. Whilst every care has been taken in the preparation of this publication, no guarantee is given as to the correctness of the information it contains and no liability is accepted for any statement or opinion, or for any error or omission, in it.

This is an unofficial Japanese translation of publications in English. Whilst every care has been taken in the preparation of the translation, no responsibility or liability is accepted by PwC Indonesia as to the accuracy of the translation. We would recommend that users should refer to the official English version of the publications in any doubt.

No part of this unofficial translation may be reproduced or distributed by any method without our prior consent.

PT Prima Wahana Caraka
(a member of the PwC network of firms)

WTC 3
Jl. Jend. Sudirman Kav. 29-31
Jakarta 12920 - INDONESIA
Telp: +62 21 5099 2901 / 3119 2901
Fax: +62 21 5290 5555 / 5290 5050

Pakuwon Center
Tunjungan Plaza 5
22nd Floor, Unit 05
Jl. Embong Malang No. 1, 3 & 5
Surabaya 60261 - INDONESIA
Telp: +62 31 9924 5759

Email: id_contactus@pwc.com

www.pwc.com/id

PwC Indonesia is comprised of KAP Tanudiredja, Wibisana, Rintis & Rekan, PT Prima Wahana Caraka, PT PricewaterhouseCoopers Indonesia Advisory, PT PricewaterhouseCoopers Consulting Indonesia, and Melli Darsa & Co., Advocates & Legal Consultants, each of which is a separate legal entity and all of which together constitute the Indonesian member firm of the PwC global network, which is collectively referred to as PwC Indonesia.

© 2022 PT Prima Wahana Caraka. All rights reserved. PwC refers to the Indonesia member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.